

川西市景観計画

Landscape Plan of Kawanishi City

2024.03



良好な景観の形成に関する基本的な計画

川西市景観計画

かわにし新時代へ

令和6(2024)年3月発行

発行 川西市
兵庫県川西市中央町12番1号
編集 川西市 都市政策部 都市政策課

令和6(2024)年3月

INDEX

序章	計画策定の背景	1
第1章	景観計画の概要	2
	1 計画策定の目的	2
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画の基準年次	2
	4 計画の対象区域（景観計画区域）	2
	5 計画の体系	2
第2章	川西市の景観	3
	1 本市の概況	3
	2 景観の特徴	3
	3 景観の類型	5
	4 季節や時間によって変わる景観	10
第3章	景観形成の基本理念と目標	11
	1 景観形成の基本理念	11
	2 景観形成の目標	12
第4章	景観形成の方針	13
	A 自然景観	15
	B 集落景観	17
	C 開発団地景観	19
	D 市街地景観	21
	E 河川景観	23
	F 道路景観	25
	G 鉄道景観	27
	H 歴史・文化景観	29
	I 公共施設景観	31
第5章	景観形成の推進方策	33
	1 市民・事業者・市の役割	33
	2 推進方策の枠組	33
	3 具体的な推進方策	34
	(1) 建築物等による景観形成	39
	(2) 公共施設等による景観形成	40
	(3) 参画と協働による景観形成	44
	4 景観計画の進行管理	44
基準編（景観形成基準）		45
	1 大規模な建築物等における景観形成基準	45
	2 景観上重要な地区（景観形成重点地区）における景観形成基準	49
資料編		56
	景観に関するアンケート調査結果	56
	景観計画策定・改定の経過と体制	57

本市の発展と景観

本市の景観は、猪名川とその流れに沿って形成された段丘崖の自然緑地、北摂の山並みといった自然や、多田神社、満願寺などの歴史的遺産などによって特徴づけられ、魅力的なものとなっています。加えて、阪急電鉄・能勢電鉄川西能勢口駅（以下「川西能勢口駅」という。）周辺の市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、中エリアの丘陵地を中心とした団地開発によって整備された市街地では、道路や公園などが整序されたまち並みが形成され、美しいまち並みへの意識の高い市民により維持されてきました。このように本市は、豊かな自然景観や美しいまち並みを身近に感じる暮らしが可能である都市となっています。

暮らしの質の時代へ

近年は、心の豊かさや精神的なゆとりが一層重視されるようになり、都市空間においても、潤いやゆとりのある魅力的な景観の形成が求められています。本市においても、暮らしやすさを感じる景観を維持しながら人を惹きつける魅力を備え、市民が誇りを持てる景観を形成していくことが大切であり、他の地域の人からも憧れを抱かれるよう、川西らしい魅力を備えた、質の高い生活を真に実感できる都市へと持続的に発展していく必要があります。

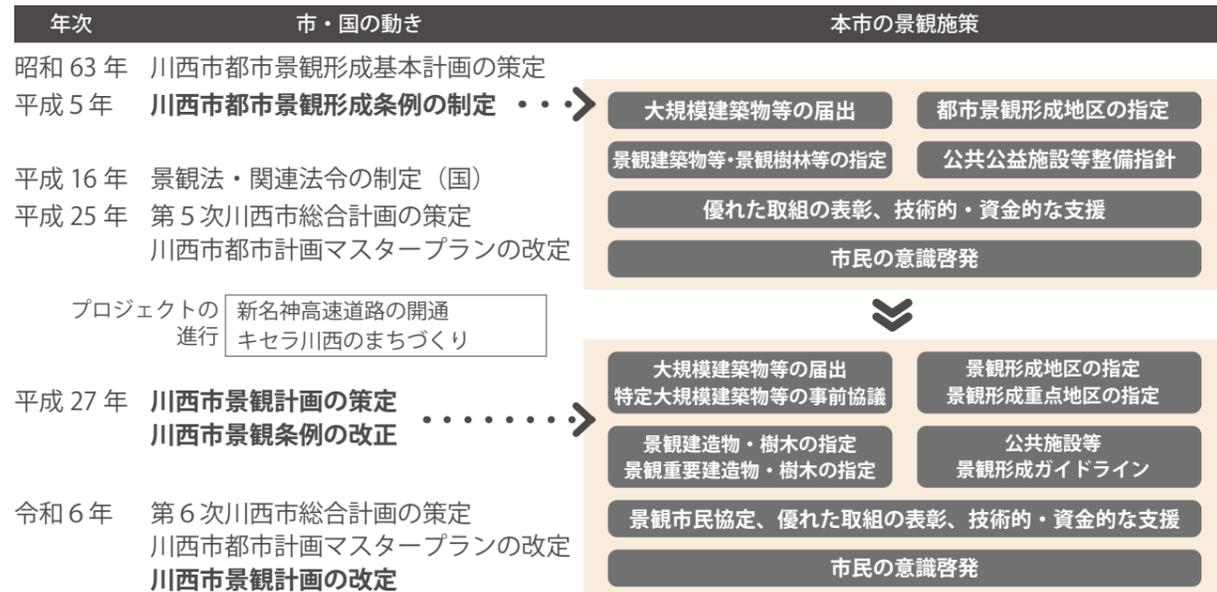
このため、市民と事業者と行政がそれぞれの立場から協働して、自然や歴史的遺産、開発市街地をはじめとする様々な景観資源を「守り」、「育て」、「創る」ことによって、居心地の良い暮らしやすさと風格のあるブランド力を兼ね備えた、魅力的な景観の形成を、積極的に進めていく必要があります。

法の整備とまちづくりの進展

本市では、昭和 63（1988）年に川西市都市景観形成基本計画を策定し、平成 5（1993）年には川西能勢口駅前を景観上重要な地区として指定した川西市都市景観形成条例を制定するなど、魅力的な景観を形成するための取組を着実に進めてきました。

平成 16（2004）年に景観法（平成 16 年法律第 110 号）が制定され、地方公共団体が景観法に基づく景観計画を策定することにより景観誘導などの施策に対して法的な根拠を与えられる枠組が設けられました。本市における魅力的な景観の形成をより一層推進するため、同法第 8 条に規定する景観計画を平成 27（2015）年に策定しました。

本市の景観施策の経過



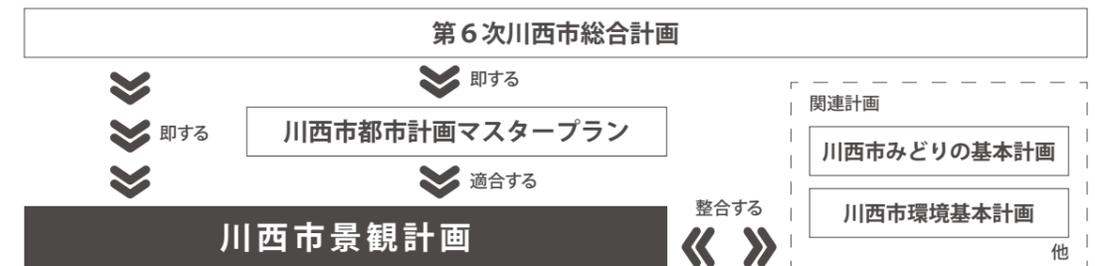
1 計画策定の目的

景観は、地域固有の地形や自然の中で、私たちが長年にわたり日々暮らし、活動することで創られたものであり、生活環境や意識形成にも大きな影響を与える一方で、都市の魅力を高め、ブランド力や求心力を高める上で重要な資源の一つとなっています。魅力的な景観は、美しく快適な環境の中で暮らしたいという願いに応えるものであり、人を外出に誘い、まちのにぎわいを高めるとともに、市民の誇りとなりわがまちへの帰属意識を高めます。

本計画は、本市のこれからの景観形成の基本的な方向性を明確に示すことにより、市民と事業者と行政がそれぞれの立場から協働し、川西らしい魅力的な景観の形成を進めていくことを目的として策定します。また、第 6 次川西市総合計画の基本構想に掲げる、めざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西 ～ジブンイロ 叶う未来へ～」に資するものとしします。

2 計画の位置づけ

本計画は、第 6 次川西市総合計画に即すとともに、川西市都市計画マスタープランに適合するように定めます。また、川西市みどりの基本計画、川西市環境基本計画など関連する諸計画との整合を図りながら定めます。



3 計画の基準年次

本計画は、令和 6（2024）年度を基準年次として定め、景観形成に向けた取組を通して、継続して見直しや内容の充実を図り、きめ細かな景観形成を積み重ねていきます。

4 計画の対象区域（景観計画区域）

市全域を本計画の対象区域とし、また景観法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域とします。

5 計画の体系

- 第 2 章 川西市の景観 本市の地形や地形物などの特徴、景観の種類などを整理
- 第 3 章 景観形成の基本理念と目標 計画の主軸となる基本理念と、景観を形成していくための目標
- 第 4 章 景観形成の方針 景観類型ごとのめざす景観像や景観形成の方針、取組方針など
- 第 5 章 景観形成の推進方策 市民・事業者・市の役割や、今後取り組む景観形成の推進方策

1 本市の概況

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は大阪府池田市と箕面市に、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府能勢町と豊能町に隣接しており、大阪市から約15km、神戸市から約20kmの圏内にあります。

北エリアに位置する黒川は、「にほんの里100選」に選ばれ、豊かな自然と暮らしが共生しています。また、中エリアには大規模な開発団地が多く、清和源氏発祥の地として有名な「多田神社」があり、南エリアは平坦で、百貨店などの商業施設が集積し市の中心市街地が形成されています。

このように本市は、利便性の高い中心市街地や開発された住宅地と、古くからの集落や農地、豊かな自然を感じさせる里山など、様々な表情をもった多様な魅力を有していることが特徴となっています。

2 景観の特徴

(1) 地形から見た特徴

本市の市域は、東西6.5km、南北15.0kmと南北に細長く、面積は約53.44km²でタツノオトシゴのような形状をしています。地形は、北エリア一体の北摂山系、そこに源を発し市域を南北に貫く猪名川、その流れに沿って形成された段丘崖、さらに南エリアの平野部と変化に富んだ自然地形を有することが特徴となっています。

北エリア



600m級の北摂山系が連なり、猪名川渓谷県立自然公園普通地域などに指定される、緑豊かな自然が特徴です。市街地の背景として望むことができます。

中エリア

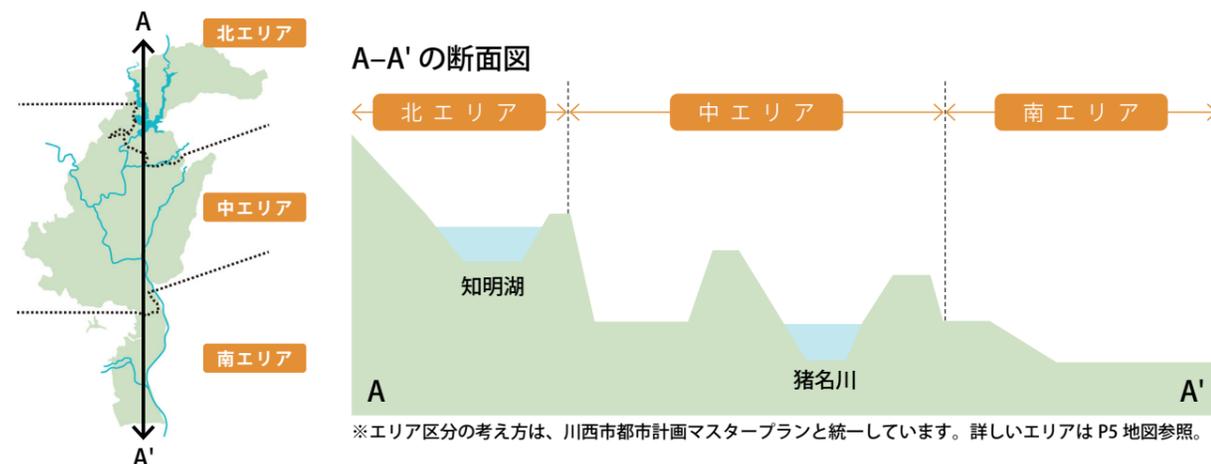


丘陵地が広がり、地形の高低差が大きいため、変化のある立体的なまち並みが特徴です。また、市街地を俯瞰できる場所（視点場）もたくさんあります。

南エリア



大阪から広がる平野部で占められており、猪名川に沿った平坦部に広がる市街地と、南北に伊丹市までつながる段丘崖の2つが特徴です。



(2) 都市形成の経緯から見た特徴

本市は、古くからの集落や農地、里山などに近接して、市街地の開発が進みました。このため、「古くからの景観」と「新しい景観」の双方が身近にあることが特徴となっています。

川西市の誕生

明治22(1889)年に川西村、多田村、東谷村が発足し、現在のJR宝塚線(福知山線)、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄などの交通機関の開通に伴って発展を遂げ、大正14(1925)年には川西村が町制を施行しました。昭和29(1954)年に川西町、多田村、東谷村の3町村が合併して現在の川西市が誕生しました。猪名川の清い流れと北摂山系の緑豊かな自然景観に恵まれたまちとして歩みを始めました。



昭和30(1955)年頃の能勢電鉄川西能勢口駅
(能勢電鉄株式会社「能勢電鉄80年史」より)

高度経済成長期における人口の急増

本市は、大阪都心部まで鉄道で25分程度という利便性の高い交通条件を備えており、昭和30年代中頃から南エリアにおいて住宅地の開発が進みました。

また、昭和40年代になると、能勢電鉄や阪急バスの路線延伸とともに、中エリアの丘陵地を中心に大規模な団地の開発が進み、道路や公園などの基盤施設の整った良好な住宅市街地景観が形成されました。



昭和40年代の住宅団地

川西能勢口駅周辺の再開発

昭和48(1973)年以降、川西能勢口駅周辺では、市街地再開発事業や阪急電鉄・能勢電鉄の連続立体交差事業、県道川西篠山線・国道173号などの南北幹線道路整備事業を積極的に実施してきました。

その結果、長年にわたる懸案であった南北交通の慢性的な渋滞は解消され、駅周辺の高度利用や交通の利便性は飛躍的に向上し、本市の顔となる景観が形成されました。



川西能勢口駅前

キセラ川西の完成と新名神高速道路の開通

平成7(1995)年、皮革工場群が広がっていた中央北地区において新たなまちづくりがスタートし、キセラ川西が誕生しました。キセラ川西せせらぎ公園を中心に、「医療」「住宅」「集客」などの多機能の連携をめざし、まちづくりが進んでいます。

また、中エリアにおいては、平成29(2017)年に新名神高速道路が開通し、市の新たな玄関口となる川西インターチェンジが供用開始されました。

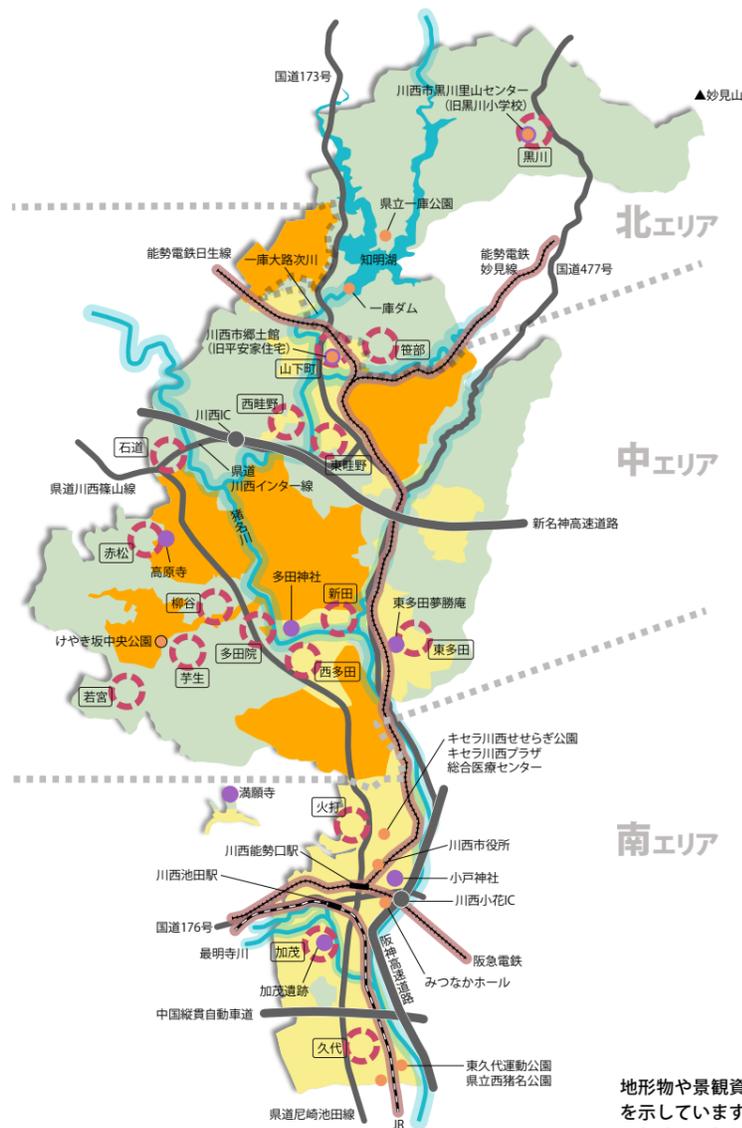


キセラ川西せせらぎ公園

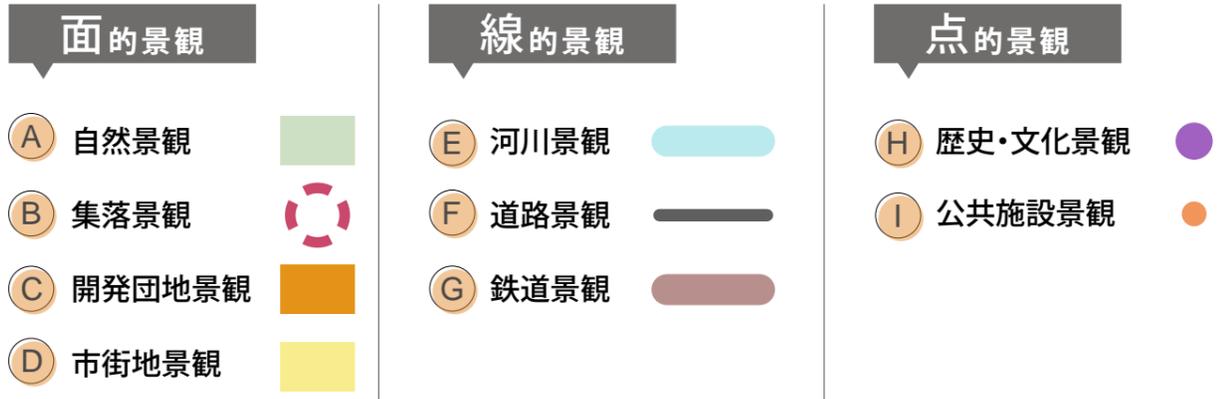
3 景観の類型

本市の景観の骨格となっているのは、北エリア一体の北摂山系、そこに源を発し市域を南北に貫く猪名川、その流れに沿って形成された段丘崖、さらに南エリアの平野部と変化に富んだ自然地形です。こうした骨格の上で様々な土地利用が進み、現在の景観が形成されるに至っています。

2で整理した特徴を踏まえて、本市の景観を鳥瞰的に捉えたと、次のように類型化することができます。

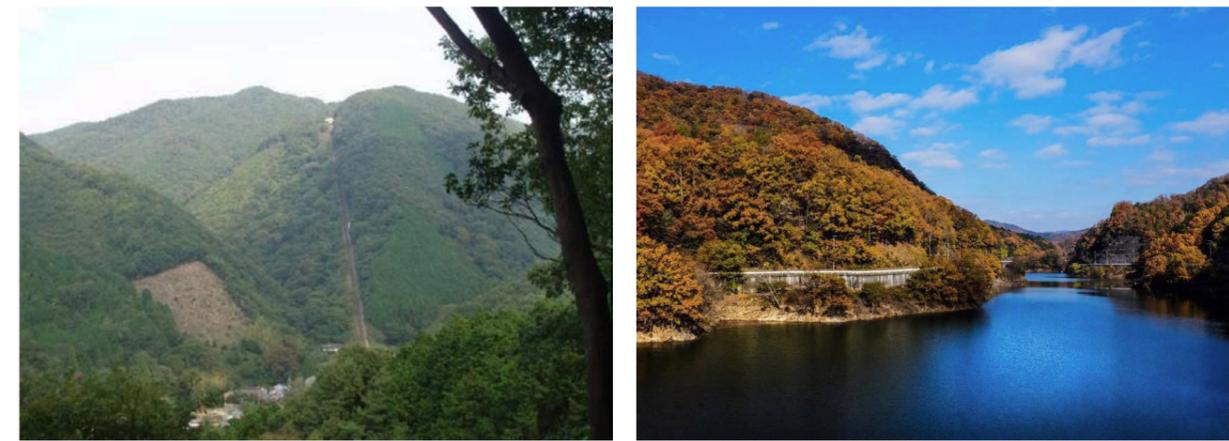


地形物や景観資源などの条件から、主な分布を示しています。すべての分布を反映しているわけではありません。



(1) 基本となる面的景観 A,B,C,D

Ⓐ 自然景観



北摂山系の奥深い山並み

知明湖

北エリアは山岳の起伏に富み、その一部は猪名川渓谷県立自然公園普通地域及び北摂連山近郊緑地保全区域に指定されるなど、緑豊かな自然の景観が形成されています。妙見山には自然林が広がり、ハイキングなどを通して身近に自然を感じることができます。また、こうした山並みは市域を縁どる緑となり、住宅地の背景となることで、豊かな自然に包まれた住宅都市のイメージを形成しています。

一庫ダムや「ダム湖百選」にも選ばれている知明湖などは、周囲の山並みと一体となり、豊かな水と緑を感じさせる景観のランドマークとなっています。

(例) 北摂連山、妙見山、一庫ダム、知明湖など

Ⓑ 集落景観



笹部

久代

黒川の里山と農村のある風景は、「にほんの里100選」に選ばれており、豊かな自然と暮らしが共生した集落の景観が形成されています。中エリアの笹部・山下・畦野・多田などでは、昔ながらに手入れされた田畑と集落が一体となった景観が形成されています。南エリアの加茂・久代などでは、田や桃畑、いちじく畑などの都市内の緑地と集落が一体となった景観が形成されています。

集落の境界は市街地の中で区別がつきにくくなっているものの、集落内部には、古くからの民家、社寺などが残り、落ち着いた歴史を感じさせる景観が形成されています。

(例) 黒川、笹部、山下、畦野、多田、加茂、久代など

C 開発団地景観



日生ニュータウンのまち並み



鷹尾山けやき坂のまち並み

丘陵地において、昭和 40 年代に大規模な団地が開発され、低層戸建住宅を中心とした開発団地の景観が形成されています。

計画的に開発された色彩や形状に統一感のある家並みや、団地内に計画的に配置された街路樹や道路は、整った印象を与える景観を形成しています。

団地内の公園は、住民に遊びやコミュニケーションの場を提供するとともに、住宅地における緑の景観の創出に寄与しています。

(例) 日生ニュータウン、大和団地、清和台、多田グリーンハイツ、鷹尾山けやき坂、湯山台など

D 市街地景観



川西能勢口駅前



小戸（鶴之荘）の住宅地

川西能勢口駅、JR 川西池田駅を中心とした中心市街地と、それを取り囲むように広がる住宅、工場、都市農地などが混在した市街地の景観が形成されています。

市の中心部である川西能勢口駅周辺では、市の玄関口として、市街地再開発事業や連続立体交差事業が行われ、高度な都市機能と商業機能が集積する、にぎわいのある中心市街地景観が形成されています。

戦前に開発された小戸（鶴之荘）や花屋敷などの既成市街地では、規模の大きい戸建住宅が建ち並び、門塀、生垣、庭木などが潤いのある良好な住宅地景観を形成しています。

(例) 中・南エリアの市街地、川西能勢口駅周辺、キセラ川西、小戸（鶴之荘）や花屋敷の既成市街地など

(2) 面的景観の中にある線的景観

E,F,G

E 河川景観



一庫大路次川



猪名川

本市の代表的な河川である猪名川は、一庫大路次川などと合流し、北から南へ流れています。北・中エリアでは、渓谷緑地に代表される自然性の高い河川の景観が形成されています。一方、南エリアでは、猪名川の川幅も広く緩やかな流れとなり、北・中・南エリアで景観の表情が変わります。

(例) 猪名川、一庫大路次川、最明寺川など

F 道路景観



国道 173 号



ビッグハーブ（阪神高速道路）

市域を南北に縦断する国道 173 号、県道川西篠山線、県道尼崎池田線や、東西に横断する国道 176 号は、中心市街地と市街地や自然地域など様々な景観を持つ地域を結んでいます。阪神高速道路や新名神高速道路などは、景観の一部となると同時に、移動しながら変化する景観を楽しむ視点場となっています。

(例) 国道 173 号・176 号、県道川西篠山線、県道尼崎池田線、阪神高速道路、新名神高速道路など

G 鉄道景観



JR



猪名川橋梁（能勢電鉄）

能勢電鉄、JR が南北に、阪急電鉄が東西に延びる形で都市の骨格を形成しています。

能勢電鉄のマルーン色（紫色をおびた暗い赤色）の車両は、周囲の景観に彩りを添える鉄道の景観そのものであり、また、移動しながら多様な景観を楽しむ視点場にもなります。

(例) 能勢電鉄、阪急電鉄、JR

(3) 面的景観の中にある点的景観

H,I

H 歴史・文化景観



多田神社



川西市郷土館 (旧平安家住宅)

本市の歴史は古く、旧石器・縄文時代まで遡り、弥生時代には、現在の加茂1丁目付近に大規模な集落が形成されました。この加茂遺跡は、近畿でも有数の環濠集落として、一部が国史跡に指定されています。現在は目にできるものではありませんが、地形などからその痕跡を探ることができます。

市内には、多田神社や満願寺といった清和源氏にまつわるものや、川西市黒川里山センター（旧黒川小学校）や川西市郷土館（旧平安家住宅）などの中世から近代にわたる歴史的資産があり、本市の歴史的経緯を感じさせる重要な景観資源となっています。

(例) 加茂遺跡、多田神社、満願寺、川西市黒川里山センター（旧黒川小学校）など

I 公共施設景観



キセラ川西プラザ



市民体育館

本市には市役所や公民館、学校、キセラ川西プラザ、展示ギャラリーなどの公共建築物や、県立一庫公園や県立西猪名公園、東久代運動公園、キセラ川西せせらぎ公園など都市の緑を印象づける大きな公園があり、いずれも多くの市民に利用されています。

市役所前のオープンスペースや特徴的な外観を有するみつなかホール、緑豊かな山に囲まれ自然を満喫できる県立一庫公園や河川と一体となり開放感のある東久代運動公園などは、市全体や地域のシンボルとなる景観資源となっています。

(例) 市役所、公民館、学校、みつなかホール、キセラ川西プラザ、県立一庫公園、キセラ川西せせらぎ公園など

4 季節や時間によって変わる景観

これまで見てきたような自然環境や建築物によって形成される景観は、いわば恒常的な景観で基本的には日々大きな変化を見せるものではありませんが、景観には、このようなものの他に日々刻々と変化していったり、一時的に現れたりする景観もあります。四季折々の景観は、私たちに季節の変化を実感させ、また本市固有の歴史や文化を再認識させるだけでなく、まちを彩る重要な景観要素となっています。

四季の花と緑が彩る景観

北摂の山並み、道路沿いの並木、公園の樹木などの新緑や紅葉は、まちの景観を鮮やかに彩り、四季の巡りを感じさせます。また、妙見山や水明台のエドヒガンの群生地や清和台「虫生の森」のシロバナウンゼンツツジの群れなど、様々な花と緑の名所があり、四季折々に潤いある景観を見ることができます。

多田神社や満願寺、高原寺など、桜や紅葉の名所として地域に親しまれている場所もあります。

道路や公園では市民ボランティアによる花などの植栽が、駅前ロータリーでは草花の植え付けが行われ、地域やまちの玄関口の景観の魅力向上に寄与しています。



水明台のエドヒガンの群生地

時間帯による人の活動や日の光が彩る景観

早朝は、朝日が猪名川や水田などをきらきらと輝かせ、草木や水辺の景観を際立たせます。また、市の特産であるいちじくの収穫の様子が見られます。

日中は、市街地で多くの人買い物を楽しんだり、公園で遊んだり、活動的にぎわいある景観を見ることができます。

夜は、地域で開催されるイルミネーションイベントや猪名川花火大会、桜や紅葉のライトアップなど、夜間ならではのイベントによって、普段とは違った地域の様子が見られます。また、ビッグハープがライトアップされ、帰路につく市民を迎える市街地の景観が見られます。



夕暮れの湯山台

折々のイベントや祭事が彩る景観

「清和源氏まつり」では、絢爛な時代絵巻を繰り広げる懐古行列が練り歩き、源氏のふるさと川西の歴史や文化が感じられる景観を楽しむことができます。また、「川西一庫ダム周遊里山ファンラン」では、汗を流す選手や声援を送る観客などで沿道が活気づき、スポーツの秋を景観として感じることができます。

猪名川の河川敷で行われる「猪名川花火大会」などのイベントには多くの人が訪れ、その時期にしか見ることのできない地域固有の景観となっています。

古くからある寺社仏閣などでは、例祭や縁日なども盛んに行われており、山車神輿がまちを巡行する光景や浴衣姿で縁日に訪れる様子が見られます。



清和源氏まつり

景観形成の基本理念と目標

1 景観形成の基本理念

本市の景観は、地域固有の地形や自然の中で、私たちが長年にわたり日々暮らし、活動することで創られたものです。このことから、生活者としての身近な視点から景観を捉え、良好な景観の形成に向けて、市民と事業者と行政による一体的な取組がなされることが重要です。そこで、本計画では、基本理念を以下のように定めます。

基本理念

生活シーンから私たちの景観を見つめ直し
生活する中で"居心地の良さ"と"愛着や誇り"を実感できる
"ふるさと景観"の形成に向けてみんなで取り組みます

生活シーンの中で景観を捉える

計画策定に当たっては、景観を構成する自然環境や建築物のあり方だけを考えるのではなく、自然環境や建築物をどのようにしていくのか、という観点から考えます。日々の生活の中で目にする暮らしに密接な景観を向上していくことで、私たちの暮らしをより豊かなものとして実感できます。景観と私たちの暮らしのこのような関係への共通理解を生むことによって、市民と事業者と行政によるみんなの取組を促進します。

「普段」と「特別」に分けて生活シーンを考える

生活シーンは、時間的な観点から日常的に見られる「普段の生活シーン」と一時的に見られる「特別な生活シーン」に分けられます。

「普段の生活シーン」とは、まちのイメージの基盤（ベース）となる景観で、繰り返し目にすることで心に残るものです。「暮らしの景観」として、きめ細かく手入れの行き届いた清々しい景観となるよう形成又は保全していくことが大切です。「特別な生活シーン」とは、まちのイメージの核（コア）となる景観で、一度目にするだけでも心に残るものです。「魅力高める景観」として、市民が誇りに感じる景観となるよう形成又は保全していくことが大切です。

これら「普段の生活シーン」と「特別な生活シーン」の双方から、市民が生活する中で“居心地の良さ”を実感し、“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”を形成していきます。

普段の生活シーン

平日の昼間など、日常的によく目にするシーン



まちのイメージの基盤（ベース）となる景観

- ▶繰り返し目にすることで心に残るもの
- ▶「暮らしの景観」として、きめ細かく手入れの行き届いた清々しい景観となるよう形成又は保全していく



特別な生活シーン

休日や四季折々、夜間や日の出・日の入り、祭事やイベント時など、一時的に目にするシーン



まちのイメージの核（コア）となる景観

- ▶一度目にするだけでも心に残るもの
- ▶「魅力高める景観」として、市民が誇りに感じる景観となるよう形成又は保全していく



市民が生活する中で“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”の形成に向けて、「普段の生活シーン」と「特別な生活シーン」の双方から取り組みます

独自の景観が創るふるさと景観

景観は、自然環境や建築物などの景観資源を中心とした目に見えるものだけでなく、それらを取りまく歴史や文化、伝統など、地域特有の人の関わりをも含めた概念として考えられます。例えば、地域で行われる祭事は人が参加することでにぎわいある景観を形成するだけでなく、地域のアイデンティティを生む景観となります。地域独自の景観に居心地の良さや愛着・誇りを感じ、未来に引継ぎたいと思える景観を「ふるさと景観」と位置づけ、本市にしかないふるさと景観を守り、創る取組を促進します。

目に見えるもの

山や川などの自然資源、建築物や工作物などの人文資源、祭事やイベントに参加する人など



目に見えないもの

歴史や風土、文化や伝統、地域住民の暮らしなど

居心地の良さ ⇓ 愛着や誇りを実感

ふるさと景観 市民が未来へ引継ぎたいと思える、本市の地域特有の景観

2 景観形成の目標

目標1 身近にある“暮らしの景観”を良くします

私たちが生活する中でよく目にするのは、丘陵部に開発された団地や、南エリアの住宅・店舗・工場などが建ち並ぶ市街地とそこにあるいちじくや桃の農園、さらには幹線道路沿道の店舗、最寄りの駅と駅前広場、公民館や近隣の公園などの身近な暮らしの景観です。これらの背後には様々な人々の活動があり、それが暮らしの景観となって現れています。

そのため、私たちは日々の暮らしの中で景観を意識し、きめ細かな手入れを心掛けて、誰もが心地良いと感じることができるように“暮らしの景観”を良くしていきます。

目標2 “魅力を高める景観”を守り創っていきます

川西能勢口駅周辺は、本市の玄関口にふさわしい魅力ある駅前の都市景観が形成されています。また、猪名川、北摂の山並みといった自然や、日本一の里山と称される黒川、多田神社、満願寺などの歴史的遺産などは、川西の景観の魅力高める貴重な資源になっています。さらには、キセラ川西や新名神高速道路インターチェンジ周辺地区においても、新たな魅力ある景観が生まれつつあります。

これらを、まちの誇りとなる市民共有のかけがえのない景観資源として捉え、保全及び創出することで、川西の“魅力を高める景観”を守り、創っていきます。

目標3 市民・事業者・行政が協働して取り組みます

私たちが暮らすまちの景観は、私たちが長年にわたり日々暮らし、活動することで創られたものです。それをさらに良いものとしていくためには、市民と事業者と行政が相互に連携して取り組んでいくことが重要です。本市では、既に、市民からの写真・絵画の募集、協働による美化・清掃や緑の創出・維持・管理、また、市民、事業者が開催する多彩なイベントなど景観の魅力向上につながる多種多様な取組が展開されています。このことは、川西市民として胸を張って誇ることができるでしょう。

これからも、川西を愛する市民の公共心を育みつつ、市民と事業者と行政が協働して魅力的な景観の形成に取り組んでいきます。

上記目標に加え、定量的評価として、評価指標及び目標値を次のように定め、計画の進捗状況等を評価し、市の施策評価に反映します。

評価指標	市内の都市景観や自然景観を、守ったり育てたりすることに関心がある市民の割合（市民実感調査による）	基準値	目標値
		（令和4（2022）年度）	（令和13（2031）年度）
		81.9%	85.0%

景観形成の方針

ここでは、「景観形成の基本理念と目標」の実現に向けて、景観類型ごとに景観形成の方針を示します。
 次々ページからは、景観類型ごとに、まずは景観を生活シーンから捉え直し、次に生活シーンからめざすべき景観像を見出してそこに向かう景観形成の方針を示し、最後にその方針に沿って景観を形成していくための取組方針と具体的な取組を示します。なお、取組方針と具体的な取組は、普段の生活シーンと特別な生活シーンの双方の観点から示します。
 本方針により、市民と事業者と行政がそれぞれの立場から協働して、“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる“ふるさと景観”の形成に向けて取り組んでいきます。

景観類型	景観形成の方針	地図凡例
A 自然景観	豊かな自然を感じることで山並みの景観を形成します	
B 集落景観	集落と農地、里山が調和した景観を形成します	
C 開発団地景観	家並みに統一感があり、緑豊かで潤いある景観を形成します	
D 市街地景観	まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じることで景観を形成します	
E 河川景観	市民が親しむことで開放的な心地良い景観を形成します	
F 道路景観	緑豊かで季節を感じる景観を形成します	
G 鉄道景観	景観に彩りを添える列車や地域の顔となる駅舎の良好な景観を形成します	
H 歴史・文化景観	地域のアイデンティティを醸成する景観を形成します	
I 公共施設景観	親しみやすく、市民の共有財産としてふさわしい質の高い景観を形成します	



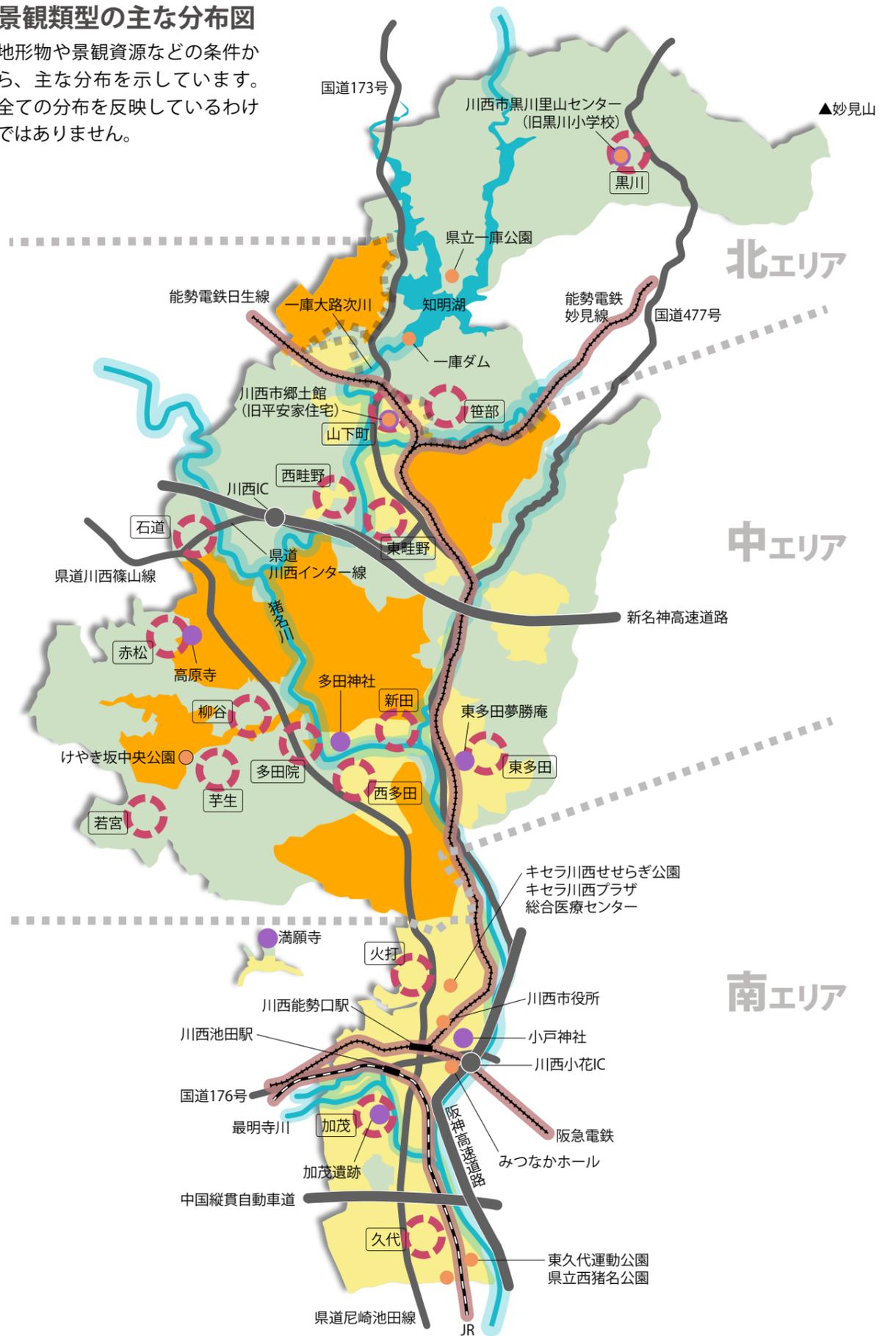
普段の生活シーン



特別な生活シーン

景観類型の主な分布図

地形物や景観資源などの条件から、主な分布を示しています。全ての分布を反映しているわけではありません。



A 自然景観

【生活シーンから見た景観】

市域を縁どる山並みは、住宅地や道路などから眺めることのできる緑の景観を形成し、都市と自然の調和や親近感を印象づけます。一庫ダムや知明湖、妙見山の周辺は、ハイキングやキャンプ、登山などのレクリエーションの場として利用されており、遠くを見渡す眺望や、四季折々の風景を楽しむことができます。また、ランイベントが開催されるなど、緑豊かな環境を活かしたイベントも開催されています。

一方で、不法に投棄された廃棄物などが景観を阻害しているところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・北摂連山
 - ・妙見山
 - ・一庫ダム
 - ・知明湖 など

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



市街地の背景にある山並みを何気なく見ながら、通勤・通学や散歩をしている

車中から眺める緑豊かな自然景観に、電柱やガードレールが違和感なく溶け込んでいる

一庫ダム周辺で、市民・関係団体、事業者と行政が協働して、美しい環境を守っている

特別な生活シーン



四季が巡るごとに美しく咲き誇るエドヒガンを見物しようと多くの人が訪れている

一庫ダムや知明湖、妙見山の周辺で、多くの人がキャンプやハイキングを楽しんでいる

山々に抱かれたのどかな風景の中でランイベントが開催され、景色を楽しんでいる

景観形成の方針 豊かな自然を感じることで できる山並みの景観を形成します

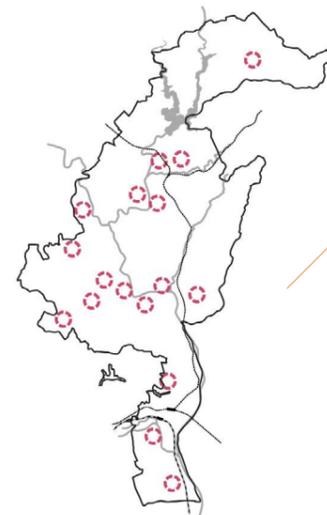
	1	2	3	4	5	6
取組方針	市街地の背景ともなる山並み景観を保全します	建築物等の内、特に景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等を、山並み景観と調和したものとしします	山間部において道路などの公共施設を整備する時には、自然景観との調和に配慮したデザインとします	市民・関係団体、事業者と行政が協働して、自然環境の保全活動や美化・清掃を行います	健全でかつ樹冠が美観上優れている古木や大樹などの樹木を、守り・育てるため適切な維持・管理を行います	ハイキングやランイベントなどの機会を設け、景観の魅力を向上させたり、景観とのふれあいを創出します
	≡	≡	≡	≡	≡	≡
具体的な取組・方策	市街化調整区域の指定による開発・建築の制限(イメージ) 背後の山並み景観への見通しの確保	自然景観形成基準に基づく大規模建築物等の規制・誘導(イメージ) 背後の山並み景観への見通しの確保	公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理(イメージ) 自然と調和した色彩のガードレールの設置/道路法面の緑化、擁壁の自然石仕上げ	参画と協働による自然環境の保全活動や美化・清掃(イメージ) 森林ボランティアによる保全、取組支援/一庫ダム周辺クリーンアップの実施	景観上重要な樹木等の指定と適切な維持・管理(イメージ) 妙見山の斜面に群生するエドヒガンや台場クヌギの指定	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出(イメージ) 川西一庫ダム周遊里山ファンランの開催
	建築物等による景観形成	建築物等による景観形成	公共施設等による景観形成	参画と協働による景観形成	建築物等による景観形成	参画と協働による景観形成

B 集落景観

【生活シーンから見た景観】

中エリアの笹部・山下・畦野・多田などでは、昔ながらに手入れされ農作物を育ててきた田畑と集落が一体となった風景が残っています。また、中エリアの畦野や南エリアの加茂・久代などでは、社寺や緑地と集落が一体となった風景が残っており、のどかな落ち着いた印象を感じさせてくれます。黒川では、古くからの生業の中で育まれてきた里山の景観が広がり、日本一の里山ともいわれています。

一方で、集落の周辺では住宅の建設が進み、落ち着いた集落景観が失われつつあるところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・黒川
 - ・笹部
 - ・山下
 - ・畦野
 - ・多田
 - ・加茂
 - ・久代など

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



笹部などの集落の美しく手入れされた棚田で、農作業をしている



ボランティアが地域住民と一緒に里山の手入れをしている



黒川などの農地・里山と一体となった集落の中を、週末にドライブして楽しんでいる

特別な生活シーン



「林業遺産」に認定された台場クヌギ林のある黒川の里山で、台場クヌギを原材料とした炭焼きをしている様子を見学しに訪れている



集落を特徴づける里山や鎮守の森、古民家などを巡っている

景観形成の方針 集落と農地、里山が 調和した景観を形成します

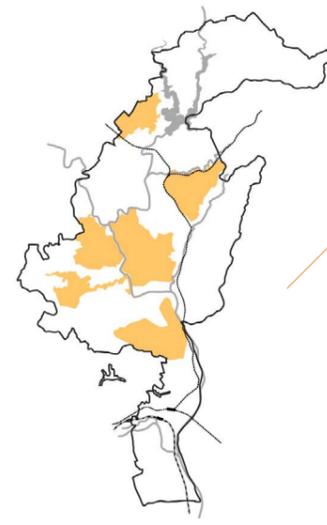
<p>取組方針</p>	<p>1</p>	<p>まとまりのある農地や里山の景観を守り・育てるため、適切な維持・管理を行います</p>	<p>2</p>	<p>地域住民が市民・関係団体と協働して、良好な集落環境の保全活動や維持・管理、美化・清掃を行います</p>	<p>3</p>	<p>集落では、集落と農地、里山が調和した景観を保全・形成します</p>	<p>4</p>	<p>地区内で計画的な開発が行われる場合には、農地の集約的配置や緑化、建築物の形態・意匠の配慮など、集落景観の保全に配慮したものとします</p>	<p>5</p>	<p>健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木等を守り、育てるため適切な維持・管理を行います</p>	<p>6</p>	<p>集落を特徴づける里山や鎮守の森、古民家などを訪れる機会を設け、景観の魅力を向上させたり、景観とのふれあいを創出します</p>
<p>具体的な取組・方策</p>	<p>≡</p>	<p>農林業施策との連携（イメージ） 市民ファーマー制度・農地バンク制度の活用</p>	<p>≡</p>	<p>参画と協働による集落環境の保全活動や美化・清掃（イメージ） ボランティアによる里山の保全、取組支援</p>	<p>≡</p>	<p>景観上重要な地区の指定と地区内の建築物等の規制・誘導（イメージ） 集落と農地が一体となった地区の指定</p>	<p>≡</p>	<p>建築物や緑地に関する地域主体のルールづくり（イメージ） 地区計画などによる建築物や緑地の規制・誘導</p>	<p>≡</p>	<p>景観上重要な樹木等の指定と適切な維持・管理（イメージ） 里山や鎮守の森の古木や大樹の指定</p>	<p>≡</p>	<p>イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出（イメージ） 里山体験学習の実施</p>
		<p>参画と協働による景観形成</p>		<p>参画と協働による景観形成</p>		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>参画と協働による景観形成</p>

C 開発団地景観

【生活シーンから見た景観】

計画的に開発された団地では、色彩や形状に統一感のある家並み、個々の家屋ごとに手入れされた庭木や、団地ごとに特徴のある街路樹・並木、公園の緑など、生活の場として落ち着きのある住宅地の景観を見ることができます。子どもの見守りや、緑化・清掃などの地域活動が積極的に取り組まれている場面を目にすることができます。

一方で、人口減少や高齢化の進行に伴って、家屋や庭木が手入れされていないところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・日生ニュータウン
 - ・大和団地
 - ・清和台
 - ・多田グリーンハイツ
 - ・鷹尾山けやき坂
 - ・湯山台 など

普段の生活シーン

特別な生活シーン

生活シーンの主な例



色彩や形状に統一感のある家並みと、手入れされた庭先の植栽や街路樹を眺めながら、通勤・通学、散歩をしている

公園や広場で、子どもが元気に走りまわり、大人が見守り、楽しく語りあっている



公園で、地域住民・関係団体が主体となり、花や緑をきれいに維持・管理している

美しく紅葉する街路樹を眺めながら、通勤・通学、散歩の特別な一時を過ごしている

冬の夜を彩る公園のイルミネーションを、地域ぐるみで企画し楽しんでいる

景観形成の方針 家並みに統一感があり、緑豊かで潤いある景観を形成します

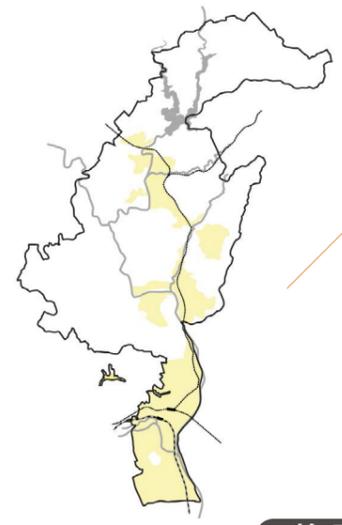
<p>1</p> <p>取組方針</p> <p>建築物等の内、特に景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等を、周辺のまち並みと調和したものとします</p>	<p>2</p> <p>建築物や緑地に統一感のある住宅地の景観を保全・形成します</p>	<p>3</p> <p>地域住民や関係団体が主体となり、良好な住環境の保全活動や美化・清掃、緑の創出・維持・管理を行います</p>	<p>4</p> <p>団地内において公園、道路などの公共施設を整備する時には、住宅地の景観との調和に配慮したデザインとします</p>	<p>5</p> <p>道路沿いの街路樹や、公園や広場のシンボルツリーなど住民に親しまれている樹木を守り、育てるため適切な維持・管理を行います</p>	<p>6</p> <p>住宅地のまち並みに彩りを添えるイベントの開催やまちなかの探索によって、景観の魅力を向上させ、景観とのふれあいを創出します</p>
<p>≡</p> <p>具体的な取組・方策</p> <p>市街地景観形成基準に基づく大規模建築物等の規制・誘導（イメージ） 連続性のあるまち並みの形成</p>	<p>≡</p> <p>建築物や緑地に関する地域主体のルールづくり（イメージ） 地区計画などによる建築物や緑地の規制・誘導</p>	<p>≡</p> <p>参画と協働による良好な住環境の保全活動や美化・清掃、緑の創出・維持・管理（イメージ） 地域住民による公園の緑化、維持・管理</p>	<p>≡</p> <p>公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 住民の意向を反映した公園の緑化、施設デザイン／まち並みと調和した道路の整備や緑の適正な維持・管理</p>	<p>≡</p> <p>景観上重要な樹木等の指定と適切な維持・管理（イメージ） 団地内幹線道路沿いのイチョウ並木などの指定</p>	<p>≡</p> <p>イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出（イメージ） イルミネーションの点灯／ウォーキングイベントの開催</p>
<p>建築物等による景観形成</p>	<p>建築物等による景観形成</p>	<p>参画と協働による景観形成</p>	<p>公共施設等による景観形成</p>	<p>建築物等による景観形成</p>	<p>参画と協働による景観形成</p>

D 市街地景観

【生活シーンから見た景観】

旧町村の時代から形成されてきた既成市街地は、中エリアでは住商混在型のまち並みを形成しており、南エリアでは活発な商工の活動が生み出す景観を見ることができます。また、南エリアの既成市街地の中にはいちじく畑や桃畑が点在し、特産物を産出しています。

市の中心部である川西能勢口駅周辺や新たなまちづくりが行われたキセラ川西は、都市機能と商業機能が集積し、休日は多くの人でにぎわっています。



- 景観資源や地域の例
- ・中・南エリアの市街地
 - ・川西能勢口駅周辺
 - ・キセラ川西
 - ・小戸（鶴之荘）の既成市街地
 - ・花屋敷の既成市街地 など

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



店舗やマンションなどが建ち並ぶ活気ある市街地を多くの人が行き交っている



市街地の中のいちじく畑や桃畑で、農作業をしている



美化・清掃が行き届き、清々しい印象を与えるデッキを通して通勤・通学している

特別な生活シーン



休日の川西能勢口駅周辺では、多くの人々がショッピングや食事を楽しんでいる



休日のキセラ川西では、子どもがせせらぎで遊び、大人はショッピングを楽しんでいる



休日に駅前や公園で開催されるイベントに、多くの人々が訪れ、楽しんでいる

景観形成の方針 ▶ まちの顔にふさわしく、にぎわいや活力を感じることでできる景観を形成します

<p>取組方針</p>	<p>1</p>	<p>建築物等の内、特に景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等を、周辺のまち並みと調和したものとします</p>	<p>2</p>	<p>市街地内の貴重な緑の空間である、農地を保全します</p>	<p>3</p>	<p>市民・関係団体、事業者と行政が協働して、快適な市街地環境の保全活動や美化・清掃を行います</p>	<p>4</p>	<p>計画的に開発される地区では風格ある市街地景観を、戦前に開発された住宅地では落ち着きと趣ある住宅地景観を保全・形成します</p>	<p>5</p>	<p>中心市街地において公共施設を整備する時には、市の玄関口にふさわしい風格やシンボル性を備えたデザインとします</p>	<p>6</p>	<p>官民一体となってイベントなどを開催し、まちのにぎわいを高めるとともに、景観の魅力を上させ、景観とのふれあいを創出します</p>
<p>具体的な取組・方策</p>	<p>≡</p>	<p>市街地景観形成基準に基づく大規模建築物等の規制・誘導（イメージ） 連続性のあるまち並みの形成</p>	<p>≡</p>	<p>生産緑地制度の活用（イメージ） 生産緑地地区の指定</p>	<p>≡</p>	<p>参画と協働による市街地環境の保全活動や美化・清掃（イメージ） クリーンアップ大作戦の実施／路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域の指定</p>	<p>≡</p>	<p>景観上重要な地区の指定と地区内の建築物等の規制・誘導（イメージ） キセラ川西などの指定／社寺・古民家などの歴史・文化的価値のある景観資源を有する地区の指定</p>	<p>≡</p>	<p>公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 建築物等のアクセントカラーを利用したにぎわいの演出</p>	<p>≡</p>	<p>イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出（イメージ） 清和源氏まつりの開催／駅前デッキなどを利用したイベントの開催</p>
		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>参画と協働による景観形成</p>		<p>建築物等による景観形成</p>		<p>公共施設等による景観形成</p>		<p>参画と協働による景観形成</p>

E 河川景観

【生活シーンから見た景観】

北・中エリアでは、渓谷緑地に代表される自然性の高い河川の景観を見ることができます。また、南エリアでは猪名川の川幅も広く、緩やかな流れとなり、背後の山並みや周囲の市街地と調和した開放的で心地良い景観を見ることができます。河川敷では、散歩やジョギングをする姿が見られ、子どもたちが水遊びをする風景も見られます。

一方で、河川敷に投棄された廃棄物などが景観を阻害しているところも見受けられます。

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



河川敷の野草や清らかな水の流れをかたわらに見ながら、散歩やジョギングをしている



河川敷で、市民・関係団体が主体となって清掃をし、美しい環境を守っている



特別な生活シーン



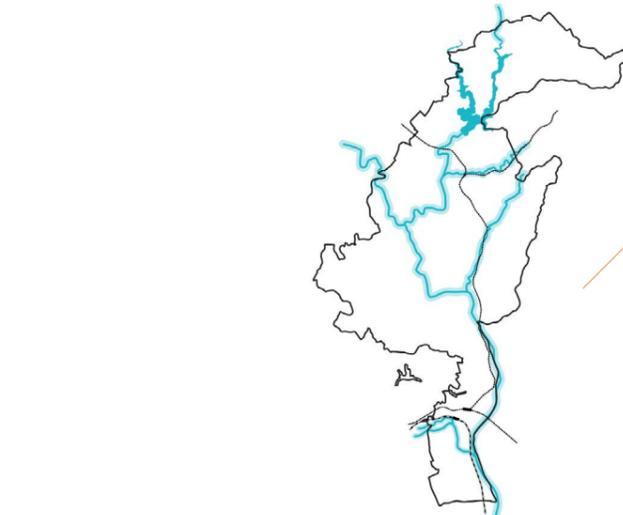
河川敷の桜並木や菜の花を眺めながら、散歩やジョギングをしている



河川敷で休日に、子どもたちが水遊びをしている



河川敷で、年に一度夏の夜に打ち上がる花火を多くの人が鑑賞している



景観資源や地域の例
 ・猪名川
 ・一庫大路次川
 ・最明寺川 など

景観形成の方針 市民が親しむことのできる 開放的な心地良い景観を形成します

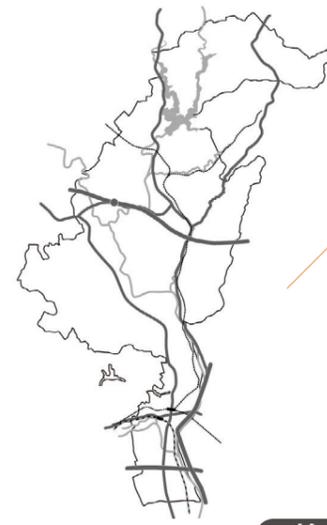
取組方針	1	親水性の向上と魅力的な景観の形成に配慮して河川を整備します	2	市民・関係団体、事業者と行政が協働して、河川環境の保全活動や美化・清掃を行います	3	猪名川などの河川と、その沿岸の地区では、市民が親しむことのできる開放的で心地良い景観を保全・形成します	4	河川沿いの桜並木など市民に親しまれている樹木を守り、育てるため、適切な維持・管理を行います	5	自然にあふれ広がりある河川空間を活用したイベントなどを開催し、景観の魅力を向上させたり、景観とのふれあいを創出します
	≡	公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理 (イメージ) 安全性などに配慮した上で、水辺に親しめる護岸整備と維持・管理	≡	参画と協働による河川環境の保全活動や美化・清掃 (イメージ) 河川協力団体による美化・清掃	≡	景観上重要な地区内の建築物等の規制・誘導 (イメージ) 広がりや連続性を感じる景観の形成	≡	景観上重要な樹木等の指定と適切な維持・管理 (イメージ) 猪名川沿いの桜並木などの指定	≡	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出 (イメージ) 猪名川花火大会の開催
具体的な取組・方策	公共施設等による景観形成		参画と協働による景観形成		建築物等による景観形成		建築物等による景観形成		参画と協働による景観形成	

F 景観類型 道路景観

【生活シーンから見た景観】

国道 173 号、県道川西篠山線、県道尼崎池田線が市域を南北に縦断し、中心市街地とその周囲の市街地や自然地域といった様々な景観を持つ地域を結んでいます。道路沿いに並ぶ緑豊かな街路樹は、潤いや季節を感じさせてくれます。また、新名神高速道路と関連道路が整備され、川西インターチェンジ周辺を本市の北の玄関口として、地域住民の声を活かした良好な景観の形成を進めています。

一方で、商業施設の派手な色彩の看板などが景観を阻害しているところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・国道 173 号
 - ・国道 176 号
 - ・県道川西篠山線
 - ・県道尼崎池田線
 - ・阪神高速道路
 - ・新名神高速道路 など

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



幹線道路沿いの店舗で、買い物をしている



幹線道路沿いの街路樹を眺めながら、ドライブしている



道路沿道で、市民や関係団体が、花や緑をきれいに維持・管理したり、清掃をしている

特別な生活シーン



新名神高速道路と関連道路沿いに広がる緑豊かな風景の中を、ドライブして楽しんでいる



桜の街路樹を眺めながら、ドライブの特別な一時を過ごしている



夜間に浮かびあがるビッグハーブを見ながら、帰宅している

景観形成の方針

緑豊かで季節を感じる 景観を形成します

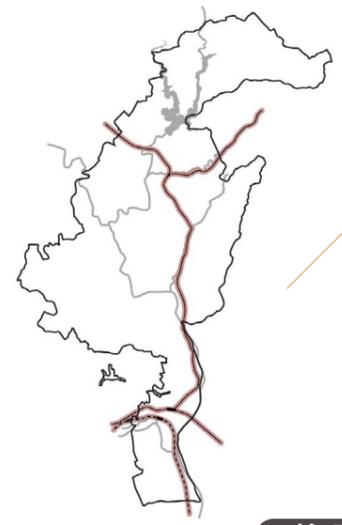
<p>1</p> <p>取組方針</p> <p>建築物等の内、特に景観形成に大きな影響を及ぼす大規模建築物等を、周辺のまち並みと調和したものとしします</p>	<p>2</p> <p>質の高い緑を感じることでできる道路の再整備、維持・管理を行います</p>	<p>3</p> <p>市民・関係団体、事業者と行政が協働して、道路の美化・清掃、緑の創出・維持・管理、違反広告物の撤去などを行います</p>	<p>4</p> <p>新名神高速道路インターチェンジ周辺地区では、集落景観としての特質に配慮しつつ、北の玄関口にふさわしい景観を保全・形成します</p>	<p>5</p> <p>幹線道路沿いの街路樹、広場のシンボルツリーなど市民に親しまれている樹木を守り・育てるため、適切な維持・管理を行います</p>	<p>6</p> <p>道路と河川が交差する部分に架かる道路橋はシンボル性やまち並みとの調和などを検討し、魅力的な景観を形成するデザインとします</p>
<p>≡</p> <p>具体的な取組・方策</p> <p>市街地景観形成基準による大規模建築物等の規制・誘導（イメージ） 道路景観を乱さない屋外広告物の掲出</p>	<p>≡</p> <p>公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 緑化と景観形成の観点から見た緑の適正な維持・管理</p>	<p>≡</p> <p>参画と協働による道路の美化・清掃、緑の創出・維持・管理、違反広告物対策の取組（イメージ） ボランティアによる違反広告物の除却</p>	<p>≡</p> <p>建築物や緑地に関する地域主体のルールづくり（イメージ） 地区計画などによる建築物や緑地の規制・誘導</p>	<p>≡</p> <p>景観上重要な樹木等の指定と適切な維持・管理（イメージ） 幹線道路沿いの街路樹、広場のシンボルツリーなどの指定</p>	<p>≡</p> <p>公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 夜間の景観に配慮した道路橋の照明設計</p>
<p>建築物等による景観形成</p>	<p>公共施設等による景観形成</p>	<p>参画と協働による景観形成</p>	<p>建築物等による景観形成</p>	<p>建築物等による景観形成</p>	<p>公共施設等による景観形成</p>

G 鉄道景観

【生活シーンから見た景観】

本市は鉄道、特に能勢電鉄と共に発展してきた経緯があり、由緒ある名前が付けられている駅も多く、駅舎は自分の住むまちへの帰属意識を感じさせる地域の顔となっています。また、北・中エリアの鉄道沿線では、山並みや河川、田畑などの豊かな自然が広がっており、その中を走る列車は景観に彩りを添えています。

一方で、駅周辺に放置された自転車、許可を受けずに貼り付けられた広告物などが景観を阻害しているところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・能勢電鉄
 - ・阪急電鉄
 - ・JR

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



駅前広場で、市民・関係団体が主体となり、花や緑の維持・管理を行っている



駅前で、事業者と共に放置自転車のパトロールを行っている

特別な生活シーン



自分の住むまちから出かけ、帰ってきた時に駅舎を見て、地域への帰属意識を特別に感じる



能勢電鉄に乗って、休日に登山に出かけている



イベント列車やラッピング列車に偶然に出会う

景観形成の方針 景観に彩りを添える列車や地域の顔となる駅舎の良好な景観を形成します

1
取組方針
市民・関係団体、事業者と行政が協働して、駅前広場などの美化・清掃、緑の創出・維持・管理を行います

2
放置自転車や違反広告物などの撤去により、景観を阻害している要因を取り除きます

具体的な取組・方策
参画と協働による駅前広場などの美化・清掃、緑の創出・維持・管理（イメージ）
市民・関係団体による駅前広場の緑化

放置自転車対策の実施、違反広告物対策の取組（イメージ）
放置自転車パトロールの実施／ボランティアによる違反広告物の除却

参画と協働による景観形成

参画と協働による景観形成

3
景観に彩りを添える列車や、地域の顔となる駅舎や駅前広場を景観上重要な資源として、良好な景観を保全・形成します

景観上重要な建造物の指定と良好な景観の保全・形成（イメージ）
地域の顔となる駅舎の指定

建築物等による景観形成

4
鉄道沿線のまち並みに彩りを添えるイベント列車の運行などにより、景観の魅力を上向きさせたり、景観とのふれあいを創出します

イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出（イメージ）
能勢電鉄によるイベント列車の運行

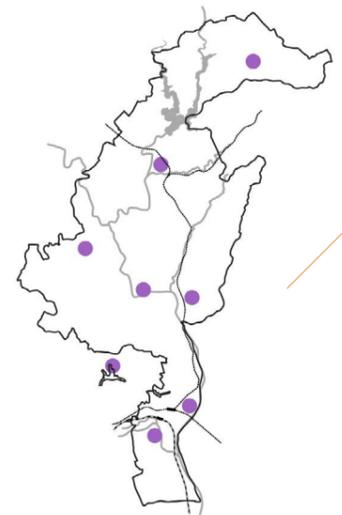
参画と協働による景観形成

H 歴史・文化景観

【生活シーンから見た景観】

本市は、弥生時代の加茂遺跡、古墳時代の勝福寺古墳、平安時代に創建された多田院（現多田神社）など、多くの歴史・文化的価値のある景観資源を有しています。これらの遺跡や社寺などには、観光や参拝のためだけでなく、伝統的行事やイベントの際に訪れる人も多くいます。また、神社の周辺には、昔ながらの家並みや自然が残り、歴史を感じさせる景観が形成されています。

一方で、周囲に新しい住宅の建設が進み、歴史的な景観が埋没しつつあるところも見受けられます。



- 景観資源や地域の例
- ・加茂遺跡
 - ・多田神社
 - ・満願寺
 - ・川西市黒川里山センター（旧黒川小学校） など

普段の生活シーン

生活シーンの主な例



昔ながらのまち並みを残す参道を通して、通勤・通学、散歩をしている



多田神社で静謐な空間の中を参拝している

特別な生活シーン



川西市黒川里山センター（旧黒川小学校）で、子どもたちが里山体験学習に参加している



高原寺のしだれ桜を見物しようと訪れている



満願寺の金時まつりに参加し、訪れている

景観形成の方針 地域のアイデンティティを醸成する景観を形成します

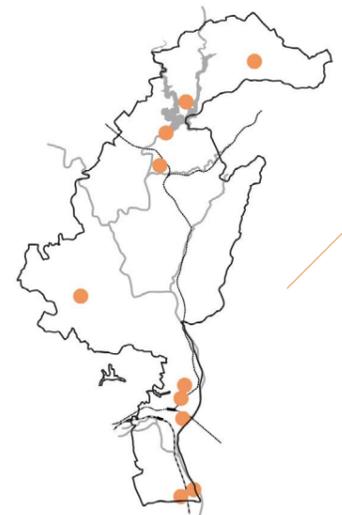
取組方針	1	2	3	4
	<p>地域住民が主体となり、昔から続いてきた地域ぐるみの活動として、歴史・文化的価値のある建造物やその周辺の美化・清掃を継続します</p>	<p>地域住民が誇りに思い、日頃から手入れを行き届かせている建造物とその周辺地区では、地域のアイデンティティを醸成する景観を保全・育成します</p>	<p>歴史・文化的価値のある建造物や、健全でかつ樹容が美観上優れている古木や大樹などの樹木を景観上重要な資源として、良好な景観を保全・形成します</p>	<p>地域の思いを継承する祭事や、歴史・文化に造詣の深いボランティアによる案内などにより、景観の魅力を向上させたり、景観とのふれあいを創出します</p>
具体的な取組・方策	≡	≡	≡	≡
	<p>参画と協働による歴史・文化的価値のある建造物やその周辺の美化・清掃（イメージ） 地域住民による参道や鎮守の森などの美化・清掃</p>	<p>景観上重要な地区の指定と地区内の建築物等の規制・誘導（イメージ） 社寺や古民家などの歴史・文化的価値のある建造物を有する地区の指定</p>	<p>景観上重要な建造物・樹木等の指定と適切な維持・管理（イメージ） 歴史・文化的価値のある社寺、古民家など、その敷地内にある古木や大樹などの指定</p>	<p>イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出（イメージ） 郷土館まつりの開催／川西市文化財ボランティアガイドの会によるまち歩きガイド</p>
	参画と協働による景観形成	建築物等による景観形成	建築物等による景観形成	参画と協働による景観形成

Ⅰ 公共施設景観

【生活シーンから見た景観】

行政施設、文化施設、教育施設などの公共建築物は、市民が日々利用するものであり、運動会、文化祭などのイベント時には市民が集う場となり、活気のある光景が見られます。

県立一庫公園、県立西猪名公園、東久代運動公園などの大規模な公園は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場として利用されています。キセラ川西ではキセラ川西せせらぎ公園をはじめ、キセラ川西プラザや総合医療センターなどが建設され、良好な景観が形成されています。



- 景観資源や地域の例
- ・市役所
 - ・公民館
 - ・学校
 - ・キセラ川西プラザ
 - ・県立一庫公園
 - ・キセラ川西せせらぎ公園 など

普段の生活シーン

特別な生活シーン

生活シーンの主な例



創意工夫して建てられた学校へ、子どもたちが毎朝登校している

市役所前のオープンスペースで子どもが遊び、保護者が語り合っている

みつなかホールで開催される文化イベントに多くの人が参加している



学校の運動場で開催される地域の運動会に多くの人が参加している

県立一庫公園で、休日に多くの人がピクニックを楽しんでいる

キセラ川西プラザでイベントが開催され多くの人が訪れている

景観形成の方針 ▶▶▶ 親しみやすく、市民の共有財産としてふさわしい質の高い景観を形成します

取組方針	1	2	3	4
	市民が集いやすく、利用しやすい公共施設とするため、地域に開放された景観を形成するデザインとします	公共施設の整備において市民の関わる機会をつくることで、市民と一緒に景観形成に取り組みます	文化・教育・スポーツ施設、庁舎など、市全体や地域のシンボルとなるとともに、市民などに親しまれている建造物を景観上重要な資源として、良好な景観を保全・形成します	公共建築物や大規模な公園は、多くの市民が訪れる市民の共有財産として、市全体や地域のシンボルとなる質の高い景観を形成するデザインとします
具体的な取組・方策	⇓	⇓	⇓	⇓
	公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 開放的なエントランスや外構の整備／施設整備時のワークショップの開催など市民意見の反映	公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 地域の歴史・文化や施設の機能を象徴するデザイン要素の採用	景観上重要な建造物・樹木等の指定と良好な景観の形成・保全（イメージ） 市全体や地域のシンボルとなるとともに、市民に親しまれている施設の指定／公園のシンボルツリーなどの指定	公共施設等景観形成ガイドラインに従った整備や維持・管理（イメージ） 地域の歴史・文化や施設の機能を象徴するデザイン要素の採用
	公共施設等による景観形成		建築物等による景観形成	公共施設等による景観形成

景観形成の推進方策

1 市民・事業者・市の役割

良好な景観の形成には、市民と事業者と市が参画と協働に取り組んでいくことが不可欠といえます。全ての主体が本市の景観形成の基本理念と目標を共有し、お互いの役割を認識した上で、協働により景観を「守り」、「育て」、「創る」取組を進めていく必要があります。景観法を踏まえ、それぞれの役割を示します。

市民及び事業者の役割

- ・市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観への理解を深め、良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるものとします。
- ・事業者は、自らの施設及び事業活動が良好な景観の重要な構成要素であることを認識し、景観への理解を深め、良好な景観の形成に積極的に努めるものとします。
- ・市民及び事業者は、市に対し良好な景観の形成に関する施策の実施を提案し、市が実施する良好な景観の形成に関する施策において、協働するよう努めるものとします。

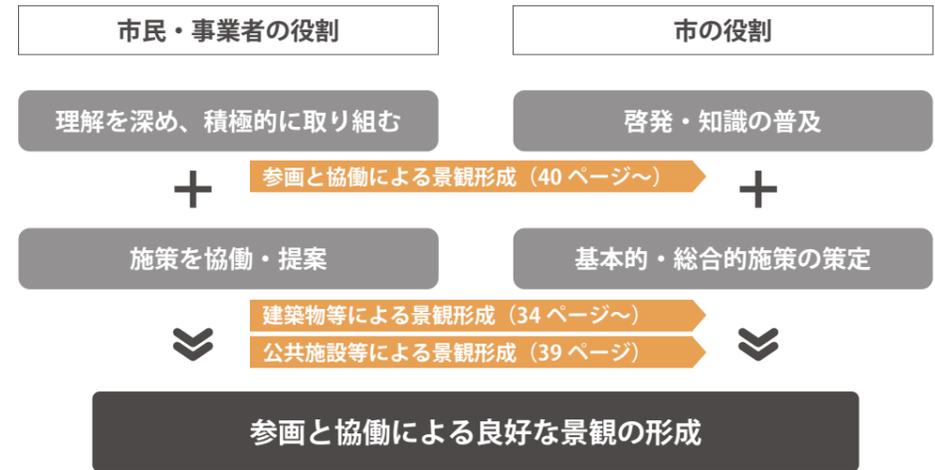
市の役割

- ・良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ・基本的かつ総合的な施策の策定と実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう調整します。
- ・良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及などを通じて、市民及び事業者の理解を深め、参画を促します。

2 推進方策の枠組

市民と事業者と市が役割を認識した上で、良好な景観の形成に向けて以下のような方策を進めていきます。

(1) 建築物等による景観形成	(1)－1 大規模な建築物等	①景観形成基準に基づく規制・誘導 ②屋外広告物に関する制限 ③関連制度等との連携
	(1)－2 景観上重要な地区	①地区の指定と景観形成基準に基づく規制・誘導 ②技術的・資金的な支援 ③景観地区の都市計画決定による制限 ④地区計画等による制限 ⑤屋外広告物に関する制限 ⑥関連制度等との連携
	(1)－3 景観上重要な建造物・樹木等	①建造物・樹木等の指定と維持・管理 ②技術的・資金的な支援 ③関連制度等との連携
(2) 公共施設等による景観形成		①公共施設等景観形成ガイドラインの運用 ②関連制度等との連携
(3) 参画と協働による景観形成		①参画と協働による取組 ②景観形成の情報発信 ③景観に関する協定の締結 ④優れた取組の表彰 ⑤技術的・資金的な支援 ⑥景観協議会等による取組の推進



3 具体的な推進方策

(1) 建築物等による景観形成

(1)－1 大規模な建築物等

① 景観形成基準に基づく規制・誘導

建築物等の内、周辺の景観に大きな影響を与える大規模な建築物等について、建築等その他の際に届出を求め、「景観形成基準」への適合を審査することにより、良好な景観を形成します。

届出を要する行為と景観形成基準 詳細は基準編(45ページ~)

区域別の届出を要する行為、規模及び景観形成基準は、以下のとおりです。

区域の区分	届出を要する行為	景観形成基準	
自然景観区域 (市街化調整区域)	建築物の建築等：高さ12m超、又は建築面積500㎡超等 工作物の建設等：高さ10m超、又はその敷地の用に供する面積500㎡超等 開発行為：3,000㎡以上 木竹の伐採：3,000㎡超	「自然景観形成基準」により景観を形成	
市街地景観区域 (市街化区域)	住居系の区域 ※1	建築物の建築等：高さ12m超、又は建築面積500㎡超等 工作物の建設等：高さ12m超、又はその敷地の用に供する面積500㎡超等	「市街地景観形成基準」により景観を形成
	商業系の区域 ※2	建築物の建築等：高さ15m超、又は建築面積1,000㎡超等 工作物の建設等：高さ15m超、又はその敷地の用に供する面積1,000㎡超等	
	工業系の区域 ※3	建築物の建築等：高さ12m超、又は建築面積1,000㎡超等 工作物の建設等：高さ12m超、又はその敷地の用に供する面積1,000㎡超等	

※1 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域 ※2 近隣商業地域、商業地域 ※3 準工業地域、工業地域

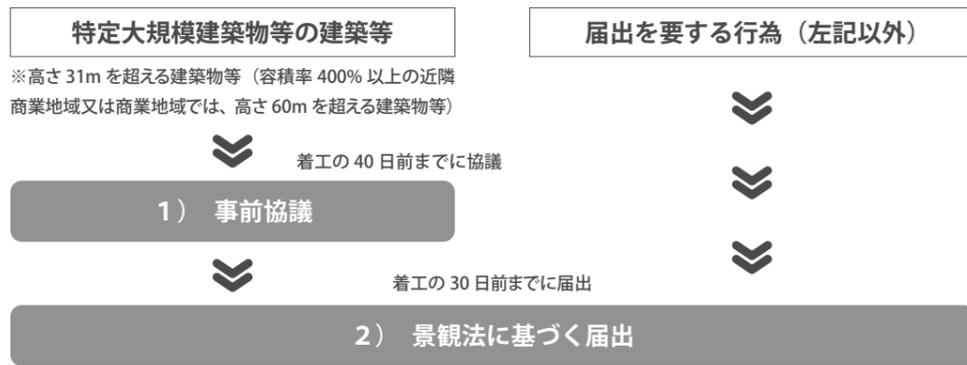
届出による景観形成基準の審査

1) 事前協議

大規模な建築物等の内、とりわけ周辺の景観に大きな影響を与える特定大規模建築物等については、当該特定大規模建築物等が構成要素となっている景観類型の「景観形成の方針」を踏まえて、周辺の景観との調和に配慮を促すため、「事前協議」を求めます。

2) 景観法に基づく届出

大規模な建築物等について、区域別の「景観形成基準」に適合しているかどうかを審査するため、景観法に基づく「届出」を求めます。



(留意事項)

- ・原則として、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手できません。
- ・届出に係る行為の内容が「景観形成基準」に適合しない場合、景観法に基づき指導又は勧告をすることがあります。勧告に従わない場合、景観条例に基づき氏名などの公表や変更命令を行うことがあります。
- ・届出をしない場合や変更命令に従わない場合などには、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。

② 屋外広告物に関する制限

現在、屋外広告物については「景観形成基準」による規制・誘導と、兵庫県屋外広告物条例の基準による規制・誘導をそれぞれ行っていますが、今後は、相互の連携によって、「景観形成基準」の一部を屋外広告物条例の基準とするなど、より実効性の高い基準とすることを検討します。

③ 関連制度等との連携

庁内の連携体制を構築し、川西市開発行為等指導要綱の事前協議の段階で、事業者へ景観計画や届出の手続を周知します。また、特定大規模建築物等については、同要綱の事前協議の開始に合わせて、景観についての事前協議も開始します。

(1)-2 景観上重要な地区

① 地区の指定と景観形成基準に基づく規制・誘導

景観上重要な地区を指定し、当該地区内の建築物等について、自主的なルールを守る、又は建築等その他の際に届出を求め、「景観形成基準」への適合を審査することにより、良好な景観を形成します。

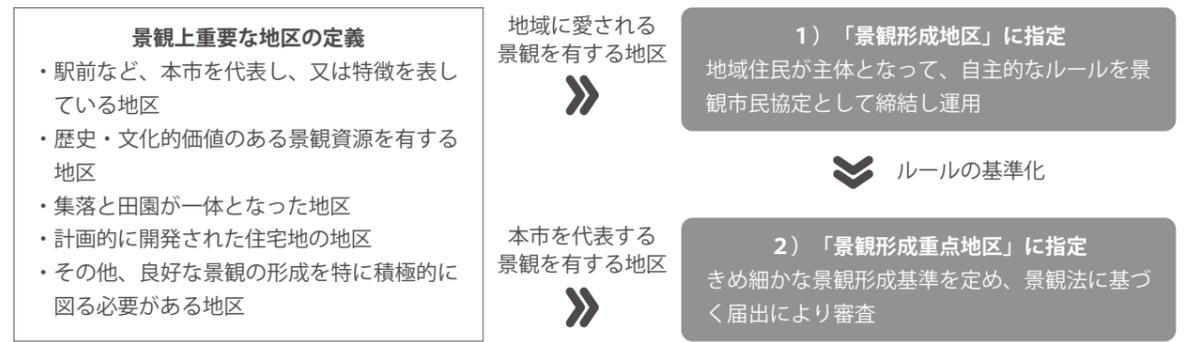
地区の指定

1) 景観形成地区

地域に愛される景観を有する地区で、景観上重要と認められるもののうち、建築物等に関する自主的なルールを定め、「景観市民協定」として認定を受けた地区を、地域住民からの申出に基づき「景観形成地区」に指定します。

2) 景観形成重点地区

本市を代表する景観を有する地区で、特に景観上重要と認められるものを「景観形成重点地区」に指定し、地区の特性に応じたきめ細かな「景観形成基準」を定めます。



地区の指定状況

本計画で指定する地区と今後指定を検討する地区は、以下のとおりです。

指定内容	地区と景観形成基準
景観形成地区	なし
景観形成重点地区	河川景観地区 川西能勢口駅前地区 黒川地区
今後指定を検討する地区	キセラ川西／新名神高速道路インターチェンジ周辺などの本市や地域を代表し、又は特徴を表している地区／社寺・古民家などの歴史・文化的価値のある建造物を有する地区／集落と農地が一体となった地区など

指定後の運用

景観形成地区内の建築物等については、「景観市民協定」に定められたルールを自主的に遵守することにより、良好な景観を形成します。

景観形成重点地区内の建築物等については、建築等その他の際に届出を求め、「景観形成基準」への適合を審査することにより、良好な景観を形成します。（届出を要する行為は下表のとおり。）

届出を要する行為と景観形成基準 詳細は基準編 (49 ページ)

景観形成重点地区別の届出を要する行為と景観形成基準は、以下のとおりです。

景観形成重点地区	届出を要する行為	景観形成基準
河川景観地区	建築物の建築等：高さ10m超、又は建築面積90㎡超等 工作物の建設等：高さ10m超、又はその敷地の用に供する面積90㎡超等 開発行為：500㎡以上 木竹の伐採：高さ10m超、又は500㎡超	「河川景観地区景観形成基準」により景観を形成
川西能勢口駅前地区	建築物の建築等：建築確認を要する規模等 工作物の建設等：建築確認を要する規模等 開発行為：500㎡以上	「川西能勢口駅前地区景観形成基準」により景観を形成
黒川地区	建築物の建築等：建築確認を要する規模等 工作物の建設等：建築確認を要する規模、又は太陽光発電設備等の設置 開発行為：500㎡以上	「黒川地区景観形成基準」により景観を形成



河川景観地区



川西能勢口駅前地区



黒川地区

届出による景観形成基準の審査

1) 事前協議

景観形成重点地区内の建築物等については、当該建築物等が構成要素となっている景観類型の「景観形成の方針」を踏まえて、当該地区の景観の特性に配慮を促すため、「事前協議」を求めます。

2) 景観法に基づく届出

景観形成重点地区内の建築物等について、各地区の「景観形成基準」に適合しているかどうかを審査するため、景観法に基づく「届出」を求めます。



(留意事項)

- ・原則として、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手できません。
- ・届出に係る行為の内容が「景観形成基準」に適合しない場合、景観法に基づき指導又は勧告をすることがあります。勧告に従わない場合、景観条例に基づき氏名などの公表や変更命令を行うことがあります。
- ・届出をしない場合や変更命令に従わない場合などには、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。

② 技術的・資金的な支援

景観上重要な地区において、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・関係団体や事業者に対して、技術的・資金的な支援を行います。

具体的には、技術的な支援として、景観に関する専門家をアドバイザーとして派遣します。また、資金的な支援として、景観形成重点地区内で建築物の修景などを行う者に対して、その経費の一部を助成することを検討します。

③ 景観地区の都市計画決定による制限

景観上重要な地区の内、より積極的に良好な景観の形成を図ろうとする地区については、景観法に基づく「景観地区」として都市計画決定することにより、建築物等の計画を認定し、違反建築物等に対し厳格な是正措置をとることを検討します。

④ 地区計画等による制限

本市では、主に住宅地において、地区計画と建築基準法に基づく条例を活用した良好な景観の形成を行っています。今後は、建築物等の形態意匠に係る制限なども含め、景観法に基づいて検討します。

⑤ 屋外広告物に関する制限

現在、屋外広告物については、「景観形成基準」による規制・誘導と、兵庫県屋外広告物条例の基準による規制・誘導をそれぞれ行っていますが、今後は、相互の連携によって、景観上重要な地区の指定に合わせて、屋外広告物の禁止地域を指定し、地区の特性に応じた許可基準を定めることなどを検討します。

⑥ 関連制度等との連携

用途地域や高度地区などの地域地区、地区計画などの都市計画は、建築物の用途や高さなどを規定するものであり、地域の景観形成にも影響があることから、相互に連携し調整を図ります。また、市街地内の貴重な緑

の空間である農地を保全するために、生産緑地制度を活用します。

新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画を活用した土地利用においては、市民及び事業者が景観に関する規制基準への理解を深め地区計画を策定できるよう「景観基準ガイドライン」を活用します。

(1) - 3 景観上重要な建造物・樹木等

① 建造物・樹木等の指定と維持・管理

景観上重要な建造物・樹木等を指定し、当該建造物・樹木等を良好な状態に維持・管理することにより、良好な景観を形成します。

建造物・樹木等の指定

1) 景観建造物・景観樹木

地域に愛される景観資源で、景観上重要と認められるものを「景観建造物」・「景観樹木」に指定し、所有者が自主的に良好な状態に維持・管理します。

2) 景観重要建造物・景観重要樹木

市が誇る景観資源で、特に景観上重要と認められるものを景観法に基づく「景観重要建造物」・「景観重要樹木」に指定し、所有者に良好な状態に維持・管理することを義務付けます。



建造物・樹木等の指定状況

本計画で指定する地区と今後指定を検討する地区は、以下のとおりです。

指定内容	建造物・樹木
景観建造物・景観樹木	花屋敷山手町の住宅（建造物）、東多田夢勝庵（建造物） 高原寺のしだれ桜（樹木）
景観重要建造物・景観重要樹木	なし
今後指定を検討する建造物・樹木	川西市黒川里山センター（旧黒川小学校）・川西市郷土館（旧平安家住宅）など歴史・文化的価値のある建造物／古木や大樹など健全でかつ樹容が美観上優れている樹木等／文化・教育・スポーツ施設、庁舎あるいはこれらを複合した施設などの、市全体や地域のシンボルとなるとともに、市民に親しまれている建造物／河川沿いの桜並木や道路沿いの街路樹、公園や広場のシンボルツリーなど市民に親しまれている樹木など



花屋敷山手町の住宅



東多田夢勝庵



高原寺のしだれ桜

指定後の維持・管理

景観建造物・景観樹木については、所有者が自主的に良好な状態に維持・管理します。
 景観重要建造物・景観重要樹木については、所有者に、外観の変更を伴う工事などの許可申請や、外観保全のための適切な管理を義務付けます。また、これらの義務を怠った場合は、原状回復命令や、管理方法の改善命令・勧告を行います。

② 技術的・資金的な支援

景観上重要な建造物・樹木等の維持・管理により、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・関係団体や事業者に対して、技術的・資金的な支援を行います。
 具体的には、技術的な支援として、建造物・樹木等の維持・管理に関する専門家をアドバイザーとして派遣します。また、資金的な支援として、景観重要建造物・景観重要樹木を良好な状態に維持・管理しようとする者に対して、その経費の一部を助成することを検討します。

③ 関連制度等との連携

歴史・文化的価値のある建造物・樹木等については、景観形成と文化財保護の双方の観点から指定することを検討します。

(2) 公共施設等による景観形成

① 公共施設等景観形成ガイドラインの運用

市街地の基盤となる公共施設等は、不特定多数の人が利用し、人の目にふれる機会の多い施設です。このため、良好な景観の形成の先導役となるよう、整備及び維持・管理する必要があります。
 このことを踏まえ、良好な景観を形成するための「公共施設等景観形成ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を定め、当該ガイドラインに従って整備及び維持・管理を行います。また、県などはガイドラインに従った整備及び維持・管理を行うなど、可能な限りの協力を行うものとします。
 なお、ガイドラインは市全域において運用し、公共建築物や道路、公園、河川など、すべての公共施設等を対象として定めます。



② 関連制度等との連携

川西市みどりの基本計画や川西市環境基本計画に基づく取組は、公共施設等の景観形成にも影響があることから、相互に連携し調整を図ります。

(3) 参画と協働による景観形成

① 参画と協働による取組

まちに暮らす市民、活動している関係団体や事業者などまちに関わる全ての主体が景観に関心を抱き、力を合わせ、できることから取り組んでいくことが、良好な景観の形成に向けた大きな推進力となります。本市では、参道や鎮守の森などの美化・清掃や公園の緑化など、古くから地域住民の手によって守られている景観の他、イベントの開催などによって新たに創られる景観もあります。
 市民・事業者は、このような取組に積極的に寄与するよう努めるものとし、市はその活動を支援します。また、行政内部においても、関連部局で協働して取組を進めます。

まちの美化・清掃に関する取組

市民・関係団体、事業者と行政が協働して、まちの美化・清掃に関する活動に取り組むよう努めるとともに、行政による支援の充実を図ります。

緑の創出・維持・管理に関する取組

市民・関係団体、事業者と行政が協働して、緑の創出・維持・管理に関する活動に取り組むよう努めるとともに、行政による支援の充実を図ります。

イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出に関する取組

市民・関係団体、事業者が開催する地域固有のイベントや、行政が主催するイベントにより、景観に彩りを添えて魅力を向上させること、景観とふれあう機会を創出することを促進します。

主な取組の事例

景観類型	景観形成の取組方針と取組事例	市民	事業者	市（行政）
【自然景観】	自然環境の保全活動や美化・清掃			
	・ 森林ボランティアによる保全活動	○		取組支援
	・ 自然活動団体などによる保全活動	○		取組支援
	・ 一庫ダム周辺クリーンアップの実施	○	○	職員参加
	・ 不法投棄防止の啓発	○		○
	・ 企業の森制度		○	
【集落景観】	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
	・ 川西一庫ダム周遊里山ファンランの開催	○	○	○
	農林業施策との連携			
	・ 川西市民ファーマー制度	○		○
	・ 市民農園の開設	○		○
	集落環境の保全活動や美化・清掃			
・ 森林ボランティアによる保全活動	○		取組支援	
・ 自然活動団体などによる保全活動	○		取組支援	
・ クリーンアップ大作戦の実施	○	○	取組支援	
・ 地域清掃の推進	○		取組支援	
【開発団地景観】	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
	・ 里山体験学習の実施	○		○
	・ 北摂里山大学の開講	○		(県事業)
	良好な住環境の保全活動や美化・清掃、緑の創出・維持・管理			
	・ 自然活動団体などによる保全活動	○		取組支援
	・ クリーンアップ大作戦の実施	○	○	取組支援
・ 地域清掃の推進	○		取組支援	
・ 地域住民による公園の緑化、維持・管理	○		取組支援	
イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出				
・ 各コミュニティ組織などによるイベントの実施	○		取組支援	

景観類型	景観形成の取組方針と取組事例	市民	事業者	市（行政）
【市街地景観】	市街地環境の保全活動や美化・清掃			
	・ クリーンアップ大作戦の実施	○	○	取組支援
	・ 県民まちなみ緑化事業	○		(県事業)
	・ 路上喫煙、ポイ捨て防止モデル区域の指定			○
	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
	・ 清和源氏まつりの開催	○	○	○
【河川景観】	河川環境の保全活動や美化・清掃			
	・ 自然活動団体などによる保全活動	○		取組支援
	・ ひょうごアドプトを活用した河川の美化・清掃	○	○	(県事業)
	・ 猪名川河川レンジャーの活動	○		(国事業)
	・ 河川協力団体制度	○		(国事業)
	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
【道路景観】	道路の美化・清掃、緑の創出・維持・管理			
	・ 花いっぱい大作戦の実施	○		取組支援
	・ ひょうごアドプトを活用したポケットパークなどの維持・管理	○	○	(県事業)
	違反広告物対策の取組			
	・ ボランティア活動員による無許可広告物の除却	○		委嘱
	【鉄道景観】	駅前広場などの美化・清掃、緑の創出・維持・管理		
・ 緑化活動団体による駅前ロータリーなどの草花の植え付け		○		取組支援
・ 駅前ロータリーのイルミネーション			○	
放置自転車対策、違反広告物対策の取組				
・ 自転車等放置禁止区域の指定				○
・ 放置自転車の街頭パトロール			○	○
【鉄道景観】	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
	・ 能勢電鉄によるイベント列車の運行		○	
	違反広告物対策の取組			
【歴史・文化景観】	歴史・文化的価値のある建造物やその周辺の美化・清掃			
	・ 地域清掃の推進	○		取組支援
	イベントによる景観の魅力向上と景観とのふれあい創出			
	・ 郷土館まつりなどイベントの実施	○		○
	・ 文化財ボランティアガイドの会によるまち歩きガイド	○		取組支援

② 景観形成の情報発信

良好な景観の形成を推進するに当たっては、各主体の景観に対する意識を向上させることが何よりも大切です。そのため、市は、市民や事業者と協働しながら、本計画の内容や魅力的な景観の事例などの情報の発信に努めます。また、普段何気なく目にしている景観に対する関心を高め、その魅力を再認識するきっかけとなるような場や、景観に対する意識が高まった方々自らが良好な景観の形成に関わっていくための知識や活動の取り組み方などを学ぶ学習の機会を提供し、また、景観形成の取組を進めるリーダーの育成にも努めます。

発信方法については、即時性や情報の得やすさなどの観点からインターネットを活用し、ホームページを中心に SNS や其他媒体を利用し、広く発信します。

1) 景観資源の集約・公開

市は、市内に点在する景観資源を地域特性に合わせて紹介し、景観にふれるきっかけとなるよう広く周知します。その際、地域住民と協働し、地域で愛される景観資源を抽出します。

(取組例) 地域と連携した、景観ビューポイント・マップの作成

2) 魅力ある景観の共有

市は、市民や活動団体などが、それぞれの立場から魅力ある景観を共有し、多様なふるさと景観を認識し共感できる場をつくります。

(取組例) 写真・絵画の募集によるかわにしまちなみギャラリーの公開

3) 景観形成の取組の紹介

市民、事業者と行政の「参画と協働による取組」における活動内容や形成される景観を紹介し、活動の周知をするとともに新たな参加を促します。また行政内部においても、関連部局が協働して取組を推進します。

(取組例) まちの美化・清掃や緑の創出・維持・管理に関する取組の紹介

4) 景観に関する知識の提供

市は、市民の景観への関心を高め、保全や活用について考える機会を設けます。また、取組を進めるリーダーを育成するため、景観形成の取組や保全、活用などの知識を得るための機会を設けます。

(取組例) オンラインによる景観フォーラムの動画配信

5) 景観の発信・共有ができる仕組みづくり

市民と事業者と市が、魅力ある景観を自由に発信できる仕組みをつくり、自発的にふるさと景観を拡散できる環境をつくります。

(取組例) 無料で利用できる景観写真・絵画素材の公開及び活用



インターネットを活用した発信

③ 景観に関する協定の締結

良好な景観の形成に取り組む市民、事業者は、当該取組に関する自主的なルールとして、協定を締結できることとします。また、市は、その内容が良好な景観の形成に有効であると認める時は、「景観市民協定」として認定できることとします。

④ 優れた取組の表彰

良好な景観の形成に著しく寄与している建築物等や、良好な景観の形成に向けた取組で、特に功績が顕著なものや模範的なものを表彰します。

⑤ 技術的・資金的な支援

良好な景観の形成に積極的に取り組んでいる市民・関係団体や事業者に対して、技術的・資金的な支援を行います。

⑥ 景観協議会等による取組の推進

参画と協働による良好な景観の形成を推進するために、市民や事業者と行政が、必要な協議を行う景観協議会などの開催に努めるものとします。また、積極的に活動するNPOなどとの協働に向けて、景観整備機構の指定などについて検討します。

コラム 景観に親しむ機会の創出

本市ではこれまで、地域を特徴づける身近な景観を掘り起こし、景観の大切さなどの認識を深め、共有するため、地域を題材にした写真やはがき絵の募集や景観展の開催、作品を活用したカレンダーの作成・販売などを行ってきました。また、景観形成について考える機会として、景観フォーラムなどを開催してきました。

これらの取組を継承しながら、特に若い年代の市民や事業者が気軽に参画できる仕組みを構築するため、ホームページやSNSを活用し、景観に親しむ機会の創出を進めていきます。



令和4（2022）年度応募作品一例



ふるさと川西景観展



景観フォーラム



かわにし生活景カレンダー

4 景観計画の進行管理

(1) 計画の実現

市民と事業者と市がそれぞれの立場から協働していくことを基本として、景観条例や関連制度等の活用により、本計画を実現していきます。

① 景観条例

景観条例については、前身である自主条例の制度を活かし、景観法で委任された制度を加えた条例として運用します。

具体的には、比較的緩やかに誘導する制度を自主条例の部分に定め、より厳格な義務を課す制度を景観法委任条例の部分に定めることで、市民や事業者の取組に応じて柔軟に対応できる制度とし、本計画の実現性を高めます。

② その他の関連制度

良好な景観を形成するための手法として、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、自然公園法、農地法、森林法、文化財保護法など、様々な法に基づく制度が整備されています。上記条例に定める制度と合わせて、これらの関連制度を積極的に活用し、良好な景観の形成を総合的・一体的に推進していきます。

(2) 景観計画のフォローアップ

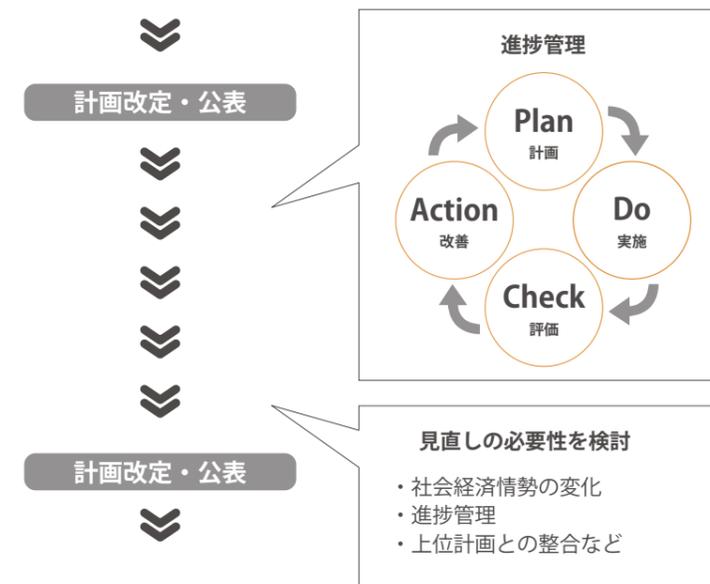
社会の変化が以前にも増して急激な時代になっており、市民の意識や考え方も時代により大きく変わる可能性があります。こうした状況にあっては、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）という、いわゆるPDCA マネジメントサイクルを導入して、計画を着実に実現させるとともに次の計画に活かし、効果的な方向へ改善を重ねながら計画の品質を向上させていく必要があります。

① 進捗管理

令和4（2022）年度を基準年次として、全庁的に毎年実施する行政評価や、市民実感調査の結果などに基づいて、景観形成の実現に向けた取組状況を把握していきます。

② 見直し

本計画については、上記の進捗管理などを踏まえて、おおむね8年ごとに見直しの必要性を検討することとします。また、上位計画の見直しや社会経済環境の変化などにより、必要が生じた場合は、随時見直しを行います。



1 大規模な建築物等における景観形成基準

基準 1 自然景観形成基準

(1) 景観形成基準の基本的な考え方

自然緑地は、本市の景観に潤いをもたらす、緑豊かな住宅都市としてのイメージを特徴づける重要な要素であるため、主に市街化調整区域内における自然緑地の景観形成に努める必要があります。

こうしたことから、自然地域の景観形成基準は、建築物の建築等により自然緑地が極力失われることのないようにすること、公園等の視点場から見て建築物等の背景となる自然緑地への景観の遮蔽を避けること、さらに自然緑地との調和に配慮した建築物等の意匠にすることを考慮して設定します。

(2) 対象区域

対象区域は、市街化調整区域とします。

(3) 届出を要する行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類		届出を要する行為
建築物の建築等	新築、増築 改築、移転	高さが 12 m を超え、又は建築面積が 500㎡ を超えるもの
	外観の変更	上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が 300㎡ を超えるもの
工作物の建設等	新設、増築 改築、移転	高さが 10 m（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが 10 m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が 500㎡ を超えるもの
	外観の変更	上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が 300㎡ を超えるもの
開発行為		建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が 3,000㎡ 以上のもの
木竹の伐採		一団となった伐採面積が 3,000㎡ を超える木竹の伐採。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 間伐、枝打、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採、(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、(3) 森林病害虫等防除法第 2 条第 1 項に規定する森林病害虫等を防除するために必要な木竹の伐採、(4) 仮植した木竹の伐採

(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準

届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目	景観形成基準								
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然緑地の景観と調和する意匠とする。 ・屋根は、自然緑地の景観との調和に配慮し、できるだけ勾配屋根とする。 ・屋根及び壁面は自然緑地と調和する色彩とする。 ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6 以下	Y(黄)	4 以下	その他	2 以下
色相	彩度								
R(赤)・YR(橙)	6 以下								
Y(黄)	4 以下								
その他	2 以下								

項目	景観形成基準	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするともに、まち並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。 ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 ・屋上に駐車場を設ける場合は周囲から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	
屋外広告物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。
	規模	・景観形成上の阻害要素とならないよう、周辺の景観との調和に配慮した規模とする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・周囲の景観特性に十分配慮しまち並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。
土地・敷地	造成	・変更後の土地の形状が周囲の自然景観と調和のとれたものとする。
	建築物・工作物の位置	・敷地の立地特性や周辺地区の望ましい景観のあり方に配慮して、周囲の景観と調和しやすい位置に配置する。
	門・塀・柵	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から自然緑地への視界を遮蔽しないよう配慮する。 ・周囲の景観に殺伐感を与えないよう配慮する。
	敷地の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然緑地との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 ・道路等から見て、周辺の自然緑地との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。
	屋外駐車場等	・道路、公園等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、配置や植栽等に配慮する。
開発行為 (土地の形質の変更等)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、擁壁や法面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹林・既存樹木は可能な限り保全し、やむを得ず保全できない場合は、敷地内に移植するなど、伐採は必要最小限とする。 ・伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように、可能な限り植栽等を行うものとする。ただし、樹種の選定に当たっては、既存の植生に配慮する。 	

基準 2 市街地景観形成基準

(1) 景観形成基準の基本的な考え方

大規模建築物等は、広い範囲から視認することができるため、その意匠等が周囲の景観との調和に欠けると、広い範囲の景観を損なう可能性があります。また、規模が大きいことにより圧迫感等による景観阻害をもたらす可能性が高く、通常の建築物等以上に景観への影響が大きくなります。そのため、より積極的かつ適切な景観的配慮が必要となります。

こうしたことから、市街地の景観形成基準は、本市の景観構造を踏まえた遠景レベルの観点及び隣接周辺地区・敷地等との調和の観点から設定します。

(2) 対象区域

対象区域は、市街化区域で次のとおりとします。

区域	用途地域
住居系の区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
商業系の区域	近隣商業地域、商業地域
工業系の区域	準工業地域、工業地域

(3) 届出を要する行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類		届出を要する行為		
区域		住居系の区域	商業系の区域	工業系の区域
建築物の建築等	新築、増築 改築、移転	高さが12mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもの	高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの	高さが12mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更	上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの		
工作物の建設等	新設、増築 改築、移転	高さが12m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が500㎡を超えるもの	高さが15m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが15m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの	高さが12m(当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあつては、合計の高さが12m)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	外観の変更	上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が300㎡を超えるもの		

(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準

届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目	景観形成基準								
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の建築物、景観との調和のある高さとする。 ・建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 ・立地条件を十分考慮するとともに、周囲の建築物景観との調和に配慮した意匠とする。 ・壁面は道路に面する面だけでなく側面、背面にも配慮するとともに、周囲に圧迫感を与えないよう配慮した意匠とする。 ・屋根の色彩は周辺建築物の色彩と調和させるとともに落ちついたものとする。 ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周囲の景観と調和している場合はこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	Y(黄)	4以下	その他	2以下
色相	彩度								
R(赤)・YR(橙)	6以下								
Y(黄)	4以下								
その他	2以下								

項目	景観形成基準	
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、まち並みとの統一感を乱さない配置と意匠とする。 ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 ・屋上に駐車場を設ける場合は周囲から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 	
屋外広告物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・街路景観を混乱させない位置とする。 ・周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。
	規模	・景観形成上の阻害要素とならないよう、周囲の景観との調和に配慮した規模とする。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・集約化を図るなど周囲の景観を混乱させないよう十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・周囲の景観特性に十分配慮しまち並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。
土地・敷地	造成	・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の立地特性や周辺地区の望ましい景観のあり方に配慮して、周囲の景観と調和しやすい位置に配置する。 ・ランドマークとなる可能性を有する場合、市の景観の構造及び構成に配慮して配置する。
	門・塀・柵	・街路空間等に威圧感、圧迫感を与えたり、周囲の景観に殺伐感を与えないよう配慮する。
	敷地の植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 ・道路等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。
	屋外駐車場等	・道路、公園等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、配置や植栽等に配慮する。

2 景観上重要な地区（景観形成重点地区）における景観形成基準

基準 A 河川景観地区景観形成基準

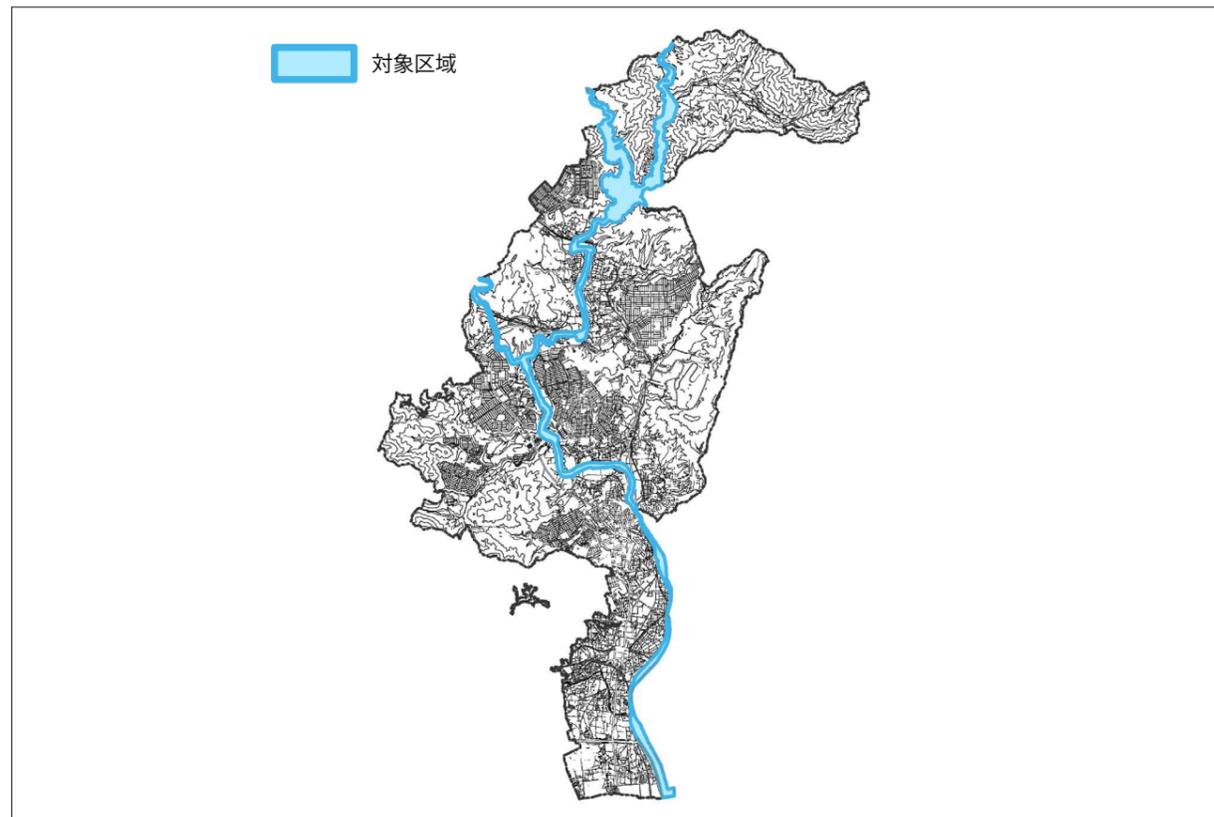
(1) 景観形成基準の基本的な考え方

猪名川をはじめとする河川は、本市の景観イメージを左右する重要な要素であり、河川景観は各河川あるいは区間によって自然渓谷、集落、市街地などの景観とあいまって様々な様相を示しています。また、河川景観は、河川敷側からだけでなく道路等の側から見た景観も十分配慮する必要があります。

こうしたことから、当該地区の景観形成基準は、各河川あるいは区間の景観特性や視点場の条件を考慮して設定します。

(2) 対象区域

対象区域は、次の図のとおりとします。



(3) 届出を要する行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類	届出を要する行為
建築物の建築等	新築、増築、改築、移転 高さが 10 m を超え、又は建築面積が 90㎡ を超えるもの
	外観の変更 上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が 100㎡ を超えるもの
工作物の建設等	新設、増築、改築、移転 高さが 10m（当該工作物が、建築物と一体となって設置される場合にあっては、合計の高さが 10m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が 90㎡ を超えるもの
	外観の変更 上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が 100㎡ を超えるもの
開発行為	建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が 500㎡ 以上のもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 高さが 10m を超える木竹の伐採 一団となった伐採面積が 500㎡ を超える木竹の伐採。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 間伐、枝打、整枝等木材の保育のために通常行われる木竹の伐採、(2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、(3) 森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項に規定する森林病虫害等を防除するために必要な木竹の伐採、(4) 仮植した木竹の伐採

(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準

届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目	景観形成基準							
建築物等	高さ ・河川の各区間の景観と調和する高さとする。							
	全体、屋根・壁面等の意匠 ・建築物全体を統一感のある質の高い意匠とする。 ・河川の各区間の景観特性を十分考慮し、周囲の河川景観との調和に配慮した意匠とする。 ・壁面は河川、道路に面する面だけでなく側面、背面にも配慮した意匠とする。 ・屋根は周囲の河川景観との調和に配慮し、できるだけ勾配屋根とするとともに、色彩は落ちついたものとする。 ・屋根・外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6 以下	Y(黄)	4 以下	その他
色相	彩度							
R(赤)・YR(橙)	6 以下							
Y(黄)	4 以下							
その他	2 以下							
屋外広告物	屋外施設、屋外階段、ベランダ、バルコニー、付属建築物等 ・付帯設備・施設は本体建築物と調和する意匠とするとともに、周囲の河川景観と調和する配置と意匠とする。 ・屋上設備は建築物と一体的な意匠とする。 ・建築設備や配管類ができるだけ建築物の外部に露出しないようにする。 ・屋上に駐車場を設ける場合は河川側等から駐車車両等が見えにくくなるよう配慮する。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。							
	位置 ・集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある位置とする。 ・周囲の河川景観を混乱させない位置とする。							
	規模 ・景観形成上の阻害要素とならないよう、周囲の河川景観との調和に配慮した規模とする。							
土地・敷地	意匠 ・集約化を図るなど周囲の河川景観を混乱させないように十分配慮し、建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・河川の各区間の景観特性に十分配慮し、調和を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。							
	造成 ・変更後の土地の形状が周囲の河川景観と調和のとれたものであること。							
	建築物・工作物の位置 ・河川の各区間の景観特性や望ましい景観のあり方に十分配慮して、周囲の河川景観と調和する配置とすること。							
	門・塀・柵 ・周囲の河川景観と調和するものとする。							
	敷地の植栽 ・河川の各区間の植生・植栽との調和に配慮し、季節感のある植栽を行う。 ・河川側等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。							
屋外駐車場等 ・河川側等から駐車車両等が直接見えにくくなるよう、駐車場の配置や植栽等に配慮する。								
開発行為（土地の形質の変更等） ・変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 ・道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、擁壁や法面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。								
木竹の伐採 ・既存樹林・既存樹木は可能な限り保全し、やむを得ず保全できない場合は、敷地内に移植するなど、伐採は必要最小限とする。 ・伐採を行った場合は、その周辺環境が良好に維持できるように、可能な限り植栽等を行うものとする。ただし、樹種の選定に当たっては、既存の植生に配慮する。								

基準 B 川西能勢口駅前地区景観形成基準

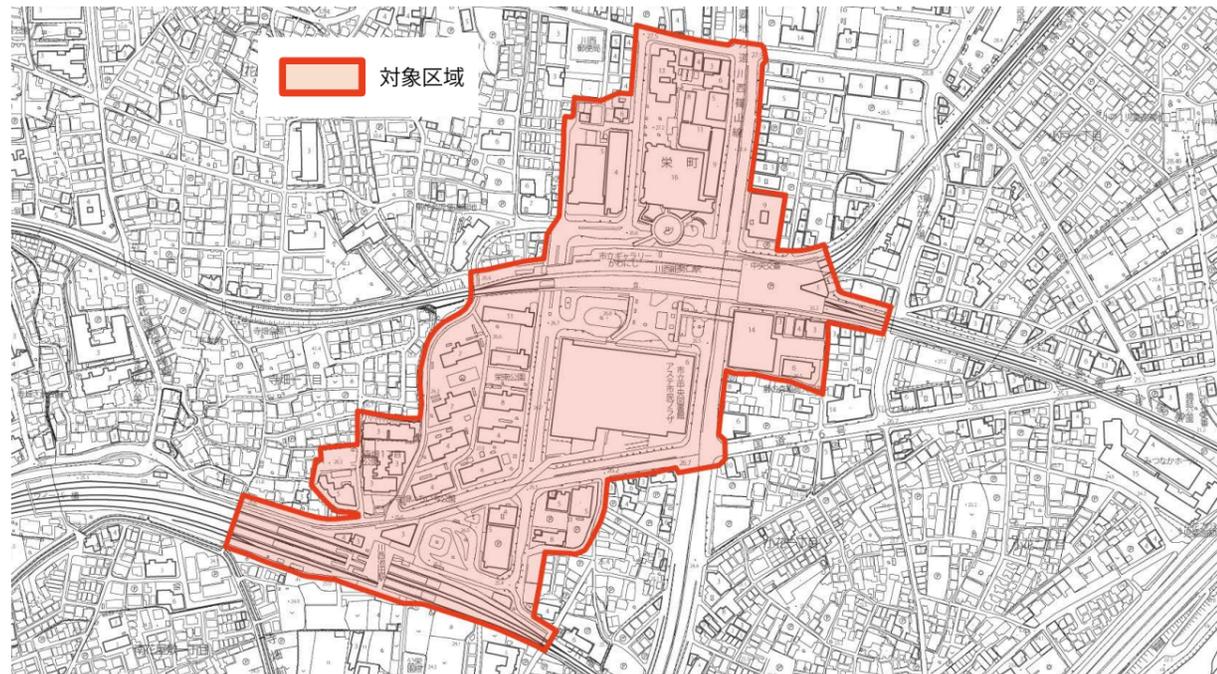
(1) 景観形成基準の基本的な考え方

阪急電鉄・能勢電鉄川西能勢口駅とJR川西池田駅周辺のまちづくり・景観形成では、第6次川西市総合計画の基本構想に掲げる、めざす都市像「心地よさ 息づくまち 川西～ジブンイロ 叶う未来へ～」を踏まえ、魅力的で活力のあふれる市の中心的な役割を担う拠点づくりが求められています。

こうしたことから、当該地区の景観形成基準は、川西市の玄関口としてのイメージづくりを基本に設定します。

(2) 対象区域

対象区域は、次の図のとおりとします。



(3) 届出を要する行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類		届出を要する行為
建築物の建築等	新築、増築 改築、移転	建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模
	外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 上記の規模の建築物で、変更に係る外観の面積が100㎡を超えるもの 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定する風俗営業及び風俗関連営業を行うための施設
工作物の建設等	新設、増築 改築、移転	建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模
	外観の変更	上記の規模の工作物で、変更に係る外観の面積が100㎡を超えるもの
開発行為		建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が500㎡以上のもの

(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準

届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目		景観形成基準
建築物等	規模	高さ
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、第一種低層住居専用地域を除き原則17m以上（おおむね5階程度以上）とすることが望ましい。ただし、敷地の規模形状により、これによりがたい場合は緩和することができる。

項目		景観形成基準												
建築物等	規模	建築面積等 <ul style="list-style-type: none"> 建築物については、原則200㎡以上とすることが望ましい。ただし、敷地面積が狭小でこれによりがたい場合は緩和することができる。 												
	意匠	全体	<ul style="list-style-type: none"> 地区に突出感、違和感を与えない意匠とする。 											
		壁面設備等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、給水管、ダクト等を外壁面に露出させないように設置する。 											
		屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、壁面を立ち上げる、ルーバーで覆う等、直接見えにくいように設置する。 											
		ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅においては、道路から洗濯物が直接見えにくいものとする。 											
	1階部分等の形態	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、商業ビルにおいて、街のにぎわいに配慮する。そのため、(イ) ショーウィンドー、ギャラリー等を設置するよう努める。(ロ) シャッターは遮断感の少ないパイプシャッター等とする。ただし、地区単位でシンプルに美装化されたシャッターはこの限りでない。 												
	外壁等	<ul style="list-style-type: none"> 退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 												
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物とも外壁等の基調となる色彩は、自然景観色の変化が美しく見える彩度範囲の中で、次のものとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5R(赤)から10YR(橙)まで</td> <td>6～8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>10YR(橙)を超えて10Y(黄)まで</td> <td>6～8</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6～9</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し、周辺の景観と調和している場合はこの限りではない。</p>	色相	明度	彩度	5R(赤)から10YR(橙)まで	6～8	3以下	10YR(橙)を超えて10Y(黄)まで	6～8	2以下	その他	6～9	1以下
	色相	明度	彩度											
	5R(赤)から10YR(橙)まで	6～8	3以下											
10YR(橙)を超えて10Y(黄)まで	6～8	2以下												
その他	6～9	1以下												
歩行者デッキからの表情	<ul style="list-style-type: none"> 当該地区では、阪急電鉄・能勢電鉄川西能勢口駅とJR川西池田駅間が商業ビルを經由して歩行者用デッキでつながれ、歩行者の主要な動線となっている。そこで、建築物等については、ここからの外観（表情）に配慮し、外壁にシンプルで創造性にあふれるアクセントを設けるなど、歩行者に潤いや、やすらぎとともに活気が感じられるようにする。 													
付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 車庫、自転車置き場、倉庫、ゴミ置場等は、目立たない位置に設置し、建築物や工作物本体と調和したものとする。 													
自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 屋外に自動販売機を設置する場合、隣接する建築物との調和に配慮した色彩とする。基調となる色彩は、原則としてマンセル表色系5Y7.5/1.5を推奨する。 													
屋外広告物	位置	<ul style="list-style-type: none"> 街路景観を混乱させない位置とする。 周囲の屋外広告物の位置との調和を図る。 												
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成上の阻害要素とならないよう、周囲の景観との調和に配慮した規模とする。 												
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観特性に十分配慮しまち並みの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。 												
	その他	<ul style="list-style-type: none"> まちの顔としてふさわしいものとなるよう、極力数を少なくし、建築物や工作物と調和した良質なものとする。窓等から外へ向けての広告文字等も同様とする。 												
土地・敷地	造成	<ul style="list-style-type: none"> 変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 												
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物については、1階部分の前面道路路において、原則1m以上後退させることが望ましい。ただし、幅員の広い歩道に接する場合は緩和することができる。 工作物については、地区に突出感、違和感を与えない位置とする。 												
	敷地の植栽	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の植生・植栽との調和に配慮し、積極的に花壇の設置や季節感のある植栽を行う。 道路等から見て、周囲の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 												
開発行為（土地の形質の変更等）		<ul style="list-style-type: none"> 現状の地形を活かし、地形の改変は必要最小限とし、変更後の土地の形状が周囲の景観と調和のとれたものとする。 道路、公園等から容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、擁壁や法面の緑化又はその前面の植栽など、直接見えにくくなるよう配慮する。 												

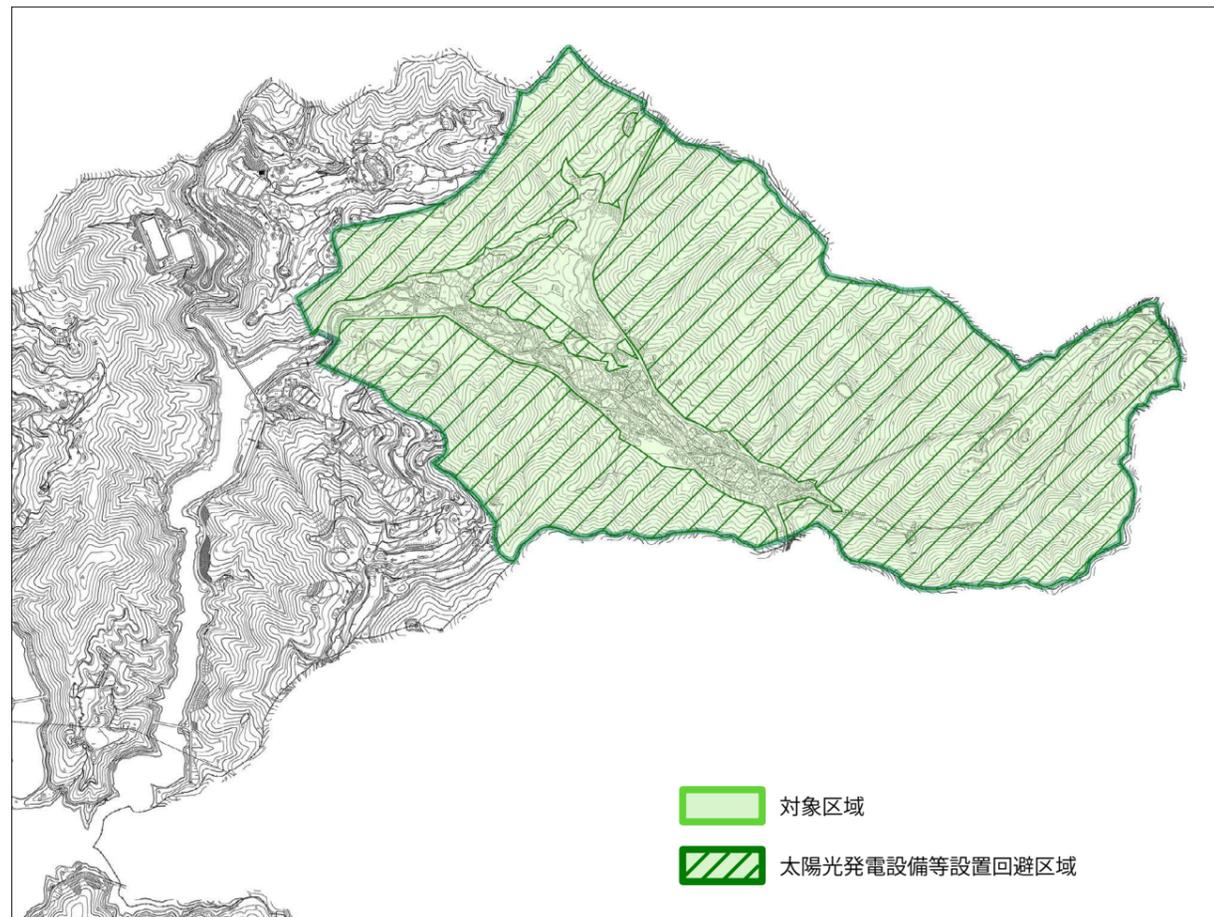
基準C 黒川地区景観形成基準

(1) 景観形成基準の基本的な考え方

黒川地区は古くより里山を中心とした生活様式により築かれ、今もなおその貴重な景観資源を感じることができます。モザイク状の景観をはじめとした自然豊かな里山景観を保全するとともに、ビューポイントから見た里山・農地・建物で構成された昔ながらの生活文化が残る集落景観を保全・活用した景観形成を基本に設定します

(2) 対象区域

対象区域は、次の図のとおりとします。



(3) 届出を要する行為

次の表に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

行為の種類	届出を要する行為	
建築物の建築等	新築、増築 改築、移転	建築基準法第6条第1項の規定による確認を要する規模
	外観の変更	外観1面当たりの見付面積の1/2を超える変更
工作物の建設等	新設、増築 改築、移転	・建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を要する規模 ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等※）の設置（建築物と一体になるものを除く。） ※再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備を指す。
	外観の変更	外観1面当たりの見付面積の1/2を超える変更
開発行為	建築物の建築等を目的とした土地の性質の変更で、その土地の面積の合計が500㎡以上のもの	

(4) 届出を要する行為に関する景観形成基準

届出を要する行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

項目	景観形成基準																					
建築物等	規模	全体 ・里山の山並みへの眺望、ゆとりある集落景観に対して著しく突出した印象を与えないように、建築物等と敷地のバランスに配慮する。 高さ ・里山の山並みや、厨子二階建てなどが大多数を占める地区の景観特性への調和に配慮し、突出した高さとならないように配慮する。																				
	形態・意匠	屋根	・屋根はおおむね3寸～5寸勾配とし、切妻又は入母屋形状となるように努める。ただし、茅葺屋根（鉄板葺き）の場合は、この限りでない。																			
		外壁	・外壁は、地区の景観特性への調和に配慮し、漆喰等の自然素材を採用するように努める。																			
		修繕	・良好な里山、集落景観の形成に寄与する建築物等の屋根、外壁等を修繕する際は、原則として現在の意匠を保全するため、同種の形態・意匠や素材等の採用を検討することで、現状の景観の保全に努める。																			
		材料	・材料選定の際は、現状の景観保全に配慮するとともに、退色・損傷しにくく、耐候性のある外観材料の採用に努める。																			
	色彩	・屋根、外壁等の基調となる色は、マンセル表色系において次のとおりとする。 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <caption>< 屋根 ></caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <caption>< 外壁 ></caption> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R(赤)・YR(橙)</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y(黄)</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	6以下	Y(黄)	6以下	4以下	その他	6以下	2以下	色相	彩度	R(赤)・YR(橙)	6以下	Y(黄)	4以下	その他	2以下
	色相	明度	彩度																			
	R(赤)・YR(橙)	6以下	6以下																			
	Y(黄)	6以下	4以下																			
	その他	6以下	2以下																			
色相	彩度																					
R(赤)・YR(橙)	6以下																					
Y(黄)	4以下																					
その他	2以下																					
屋外施設等	・給湯器、室外機等の設備機器等を屋外に設置する場合は、検討段階から建築物本体と調和したデザイン（ルーバー遮蔽等）となるように努める。 ・配管類は機能性を確保した上で、できるだけ建築物の外部に露出しないように配慮する。																					
擁壁（法面）の外観	・土留めは、地区の景観特性である石積み擁壁を用いるなど、良好な里山、集落景観の形成に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。 ・既存擁壁の改修又は新規の擁壁を築造する場合は、勾配を持たせる、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくするための修景を行う。																					
垣・柵の構造	・敷地境界の垣・柵等は生垣と樹木とするように努める。なお、門、塀等による場合は、できる限り自然素材の採用を検討するとともに、自然素材以外の既成品を使用する場合は、形状や色彩（色彩等の基準を参考に）に配慮し、良好な里山、集落景観の形成に努める。																					
付属建築物等	・蔵、倉庫、車庫等の付属建築物は、主屋の意匠との調和に配慮（屋根形状の整合、同種の自然素材の採用等）するとともに、敷地からの見え方（近景レベル）に配慮したデザインの検討に努める。 ・既存の付属建築物の外観を修繕する場合で、主屋の意匠や周辺景観との調和への配慮に欠ける場合は、その修景に努める。																					
自動販売機	・敷地内や建築物等に隣接して自動販売機を設置、入れ替えする場合は、周辺景観から突出した印象にならないように、既存建築物や里山、集落景観との調和に配慮した色彩や囲いの採用に努める。																					
屋外広告物	全体	・屋外広告物（看板、広告幕及び広告塔等）の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、良好な里山・集落景観の形成に努める。																				
	意匠	・色彩については、建築物等（外壁）に準ずる。 ・周囲の景観特性に十分配慮し、まちなみの統一感を乱さない質の高い意匠とする。 ・退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観材料とする。																				
	その他	・窓ガラスの屋内側に貼り付ける広告等も屋外広告物に準ずる。																				

項目		景観形成基準
太陽光発電設備等	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な眺望点（景観ビューポイント）から各方位に展望できる周辺景観は重要な要素であることから、当該部分への設置は避ける。
	色彩・形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュール（パネル）は、黒色又は濃紺色かつ低明度、低彩度とし、低反射でできる限り模様が目立たないものとする。 ・太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように十分配慮する。 ・太陽光発電以外の設備機器本体や太陽光モジュールを支持するフレームの色彩及びパワーコンディショナーや分電盤等の付帯設備は、モジュール部分と同等のものとし、周囲の景観との調和に十分配慮する。 ・事業区域の周囲から設備部分はできる限り後退させるとともに、敷際は植栽による修景を行う。 ・事業区域の周囲にフェンス等を設置する場合は、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）を基本とし、周囲の景観との調和に十分配慮する。
土地・敷地	造成	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内の既存樹木、緑地等の保全に配慮する。ただし、安全性を確保できない場合はこの限りでない。
	建築物・工作物の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等から見て、周辺の景観との調和を阻害する要素がある場合は、それが直接見えにくくなるよう植栽に配慮する。 ・地区内の建築物等による景観の連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置に配慮する。 ・里山眺望が遮断されないよう建築物・工作物等を配置する。 ・建築物等の壁面線は、里山の山並みへの眺望確保やゆとりある集落景観の保全形成に配慮し、道路境界線や隣地境界線からできる限り後退する。
	敷地内緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は、それを保全するように配慮する。
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・従来の地形の改変を最小限にとどめ、計画地内に既に良好な里山、集落景観の形成に寄与する樹木や緑地がある場合は保全に努める。 ・主要な眺望点（景観ビューポイント）から各方位に展望できる山並み景観において、容易に目立つ位置に擁壁や法面が生じる場合は、自然石の使用や化粧型枠等による仕上げを行うなど、阻害要因を極力なくするための修景に努める。

資料編

1 景観に関するアンケート調査結果

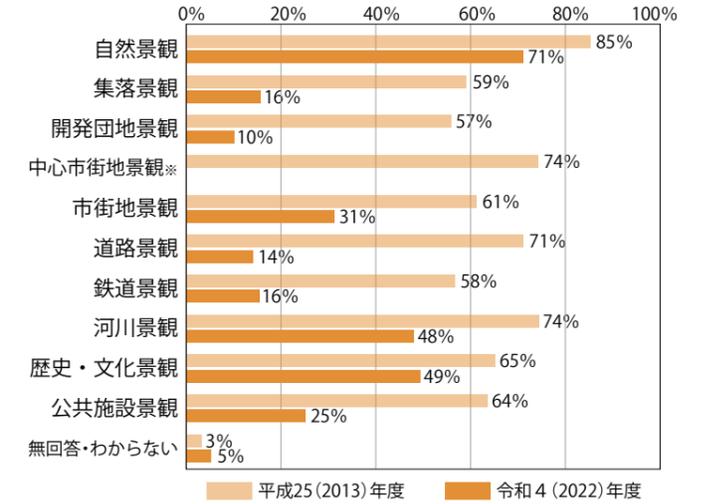
景観計画の策定に向けて平成 25 (2013) 年度に、また、計画改定に向けて令和 4 (2022) 年度に市民アンケートを実施しました。主な調査結果は、以下のとおりです。

愛着を育む景観で大切なこと

「“ふるさと川西”への愛着を育む景観として大切なものは何か（複数回答可）」と尋ねたところ、いずれの年度も「自然景観」と「河川景観」との回答が最も多く、令和 4 (2022) 年度では他の景観との差が顕著になっています。北摂の山並みや猪名川に代表される自然の景観が大切だと考える市民が多いことがわかります。

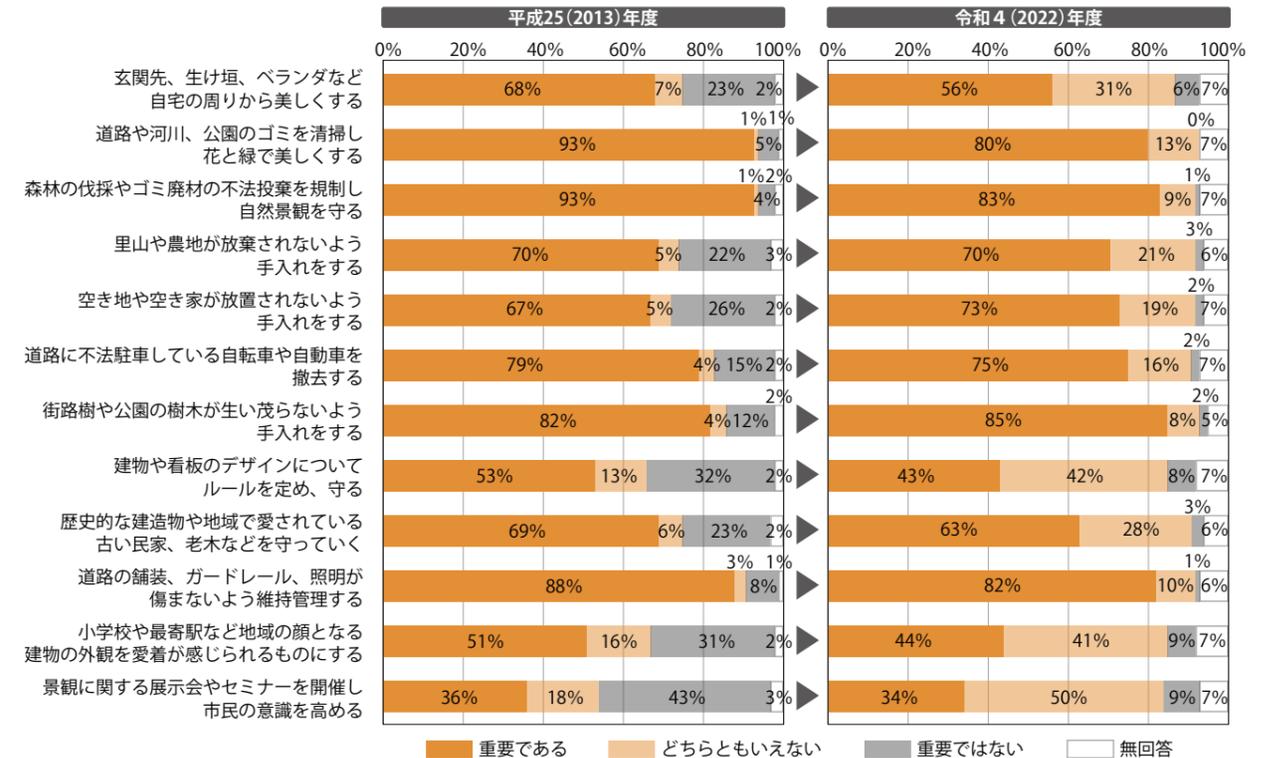
また、「歴史・文化景観」との回答も多く、寺社仏閣や歴史建造物、遺跡などは景観資源として重要であると認識されています。

※平成 25 (2013) 年度は「市街地景観」を「中心市街地景観」と「市街地景観」に分けて調査しています。



景観まちづくりの取り組みの重要性

「景観まちづくりのための各取組の重要度」を尋ねたところ、いずれの年度も「森林の伐採やゴミ廃材の不法投棄を規制し、自然景観を守ることが重要である」との回答が多く、自然景観の重要度が高いことがわかります。「道路や河川、公園のゴミを清掃し花と緑で美しくする」に加え、「街路樹や公園の樹木が生い茂らないよう手入れをする」の重要度が上昇していることから、美化・清掃だけでなく生活空間における緑化の重要性が高まっていることがわかります。



2 景観計画策定・改定の経過と体制

景観計画策定

1 景観計画の策定経過

(1) 景観ワークショップ

開催日 : 平成 25 (2013) 年 9 月 14 日、21 日、28 日の計 3 回
参加者 : 計 62 人

(2) 市民アンケート調査

調査期間 : 平成 25 (2013) 年 12 月 26 日～平成 26 (2014) 年 1 月 14 日
調査対象者 : 16 歳以上の市民 3,000 人
回収数 : 1,104 人

(3) パブリックコメント

意見募集期間: 平成 26 (2014) 年 12 月 15 日～平成 27 (2015) 年 1 月 13 日
意見提出人数: 1 人
意見提出件数: 4 件

(4) 市民説明会

日時 : 平成 26 (2014) 年 12 月 21 日の午前・午後、平成 27 (2015) 年 1 月 16 日の計 3 回
参加人数 : 計 9 人

(5) 都市景観形成審議会

回	開催日	内容
第 1 回	平成 25 年 5 月 29 日	川西市景観計画の策定について (諮問)
第 2 回	平成 25 年 10 月 24 日	川西市景観計画の策定について (基本理念と類型別方針の検討)
第 3 回	平成 26 年 2 月 14 日	川西市景観計画の策定について (景観類型別方針と推進方策の検討)
第 4 回	平成 26 年 7 月 14 日	川西市景観計画の策定について (素案全般の検討)
第 5 回	平成 26 年 10 月 23 日	川西市景観計画の策定について (素案全般の検討)
第 6 回	平成 26 年 12 月 1 日	川西市景観計画の策定について (答申)
第 7 回	平成 27 年 3 月 24 日	川西市景観計画の策定について (パブリックコメント結果の報告)

(6) 景観計画策定プロジェクトチーム

回	開催日	内容
第 1 回	平成 25 年 7 月 29 日	プロジェクトチームの位置づけと進め方について 川西市景観計画の検討について
第 2 回	平成 25 年 10 月 11 日	川西市景観計画の検討について (基本方針と景観形成基準の検討)
第 3 回	平成 25 年 12 月 24 日	川西市景観計画の検討について (基本方針と景観形成基準の検討②)
第 4 回	平成 26 年 2 月 3 日	川西市景観計画の検討について (景観形成の推進方策 [指定・基準] について)
第 5 回	平成 26 年 6 月 17 日	川西市景観計画の検討について (素案全般の検討)
第 6 回	平成 26 年 11 月 11 日	川西市景観計画の検討について (素案全般の検討)

2 景観計画の策定体制

(1) 都市景観形成審議会 委員名簿

区分	氏名	所属
会長	澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科 教授
副会長	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 教授
委員	中江 研	神戸大学大学院工学研究科 准教授
委員	黒坂 則子	同志社大学法学部 准教授
委員	栗山 尚子	神戸大学大学院工学研究科 助教
委員	李 暎一	神戸大学 非常勤講師
委員	森島 吉幸	森島吉幸建築研究所 所長 (兵庫県ヘリテージマネージャー)

平成 27 (2015) 年 3 月現在・敬称略・順不同

(2) 景観計画策定プロジェクトチーム 構成員名簿

区分/氏名	所属	
リーダー	都市整備部 部長	
サブリーダー	都市整備部 理事	
構成員	都市整備部 まちづくり政策室 室長	
構成員	都市整備部 まちづくり推進室 室長	
構成員	都市整備部 まちづくり指導室 室長	
構成員	中央北整備部 中央北推進室 室長	
構成員	教育振興部 社会教育室 室長	
アドバイザー	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 教授
アドバイザー	栗山 尚子	神戸大学大学院工学研究科 助教
アドバイザー	柏樹 容子	兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課 景観形成室長

平成 27 (2015) 年 3 月現在・敬称略・順不同

景観計画の改定

1 景観計画の改定経過

(1) 市民アンケート調査

調査期間 : 令和4(2022)年8月20日～令和4(2022)年9月5日
 調査対象者 : 16歳以上の市民1,500人等
 回収数 : 549人

(2) 骨子案の閲覧

期間 : 令和5(2023)年1月6日～令和5(2023)年1月20日
 意見提出件数 : 1件

(3) 骨子案の市民説明会

日時 : 令和5(2023)年1月13日、令和5(2023)年1月15日の計2回
 参加人数 : 計20人

(4) 案の閲覧

期間 : 令和5(2023)年7月7日～令和5(2023)年7月21日
 意見提出件数 : 0件

(5) パブリックコメント

意見募集期間 : 令和5(2023)年11月2日～令和5(2023)年12月1日
 意見提出人数 : 2人
 意見提出件数 : 3件

(6) 川西市景観審議会

回	開催日	内容
第1回	令和4年 3月16日	川西市景観計画の見直しについて(諮問)
第2回	令和4年 11月14日	川西市景観計画の見直しについて(経過報告)
第3回	令和5年 3月15日	川西市景観計画の見直しについて(見直し骨子案の検討)
第4回	令和5年 6月15日	川西市景観計画の見直しについて(素案全般の検討)
第5回	令和5年 8月29日	川西市景観計画の見直しについて(案全般の検討)
第6回	令和5年 10月 6日	川西市景観計画の見直しについて(答申)
第7回	令和6年 3月15日	川西市景観計画の見直しについて(パブリックコメント結果の報告)

(7) 川西市都市計画審議会

回	開催日	内容
第1回	令和4年 9月29日	川西市景観計画の見直しについて(諮問)
第2回	令和5年 2月13日	川西市景観計画の見直しについて(見直し骨子案の検討)
第3回	令和5年 5月31日	川西市景観計画の見直しについて(素案全般の検討)
第4回	令和5年 10月13日	川西市景観計画の見直しについて(答申)
第5回	令和6年 2月 7日	川西市景観計画の見直しについて(パブリックコメント結果の報告)

2 景観計画の改定体制

(1) 川西市景観審議会 委員名簿

区分	氏名	所属
会長	澤木 昌典	大阪大学 名誉教授
副会長	平田 富士男	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授
委員	中江 研	神戸大学大学院 工学研究科 教授
委員	栗山 尚子	神戸大学大学院 工学研究科 准教授
委員	森島 吉幸	森島吉幸建築研究所 所長(ひょうごヘリテージ機構阪神地区)
委員	麻生 美希	同志社女子大学 生活科学部人間生活学科 准教授
委員	久末 弥生 (令和5年9月30日まで)	大阪公立大学大学院 都市経営研究科 教授
委員	小谷 真理 (令和5年10月1日から)	同志社大学 政策学部 政策学科 准教授

令和6(2024)年3月現在(一部除く)・敬称略・順不同

(2) 川西市都市計画審議会 委員名簿

区分	氏名	所属
会長	久 隆浩	近畿大学 総合社会学部教授
副会長	大矢根 秀明	市議会議員
委員	西井 和夫	山梨大学 名誉教授
委員	北澤 嘉浩	帝塚山大学 現代生活学部教授
委員	水野 優子	武庫川女子大学 生活環境学部准教授
委員	春日 美津子	兵庫六甲農業協同組合 非常勤理事
委員	荻田 雅仁	川西市商工会 副会長
委員	西山 博大	市議会議員
委員	斯波 康晴	市議会議員
委員	内山 裕介	市議会議員
委員	岡 留美	市議会議員
委員	吉岡 健次	市議会議員
委員	横田 裕久	川西市農業委員会 会長
委員	菊田 一行	国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長
委員	吉川 仁	兵庫県阪神北県民局 宝塚土木事務所 まちづくり参事
委員	柴原 定之	兵庫県川西警察署 交通課長

令和6(2024)年3月現在・敬称略・順不同